

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校管理規則第 9 条の運用等について (通知)

県立学校管理規則 (昭和 32 年栃木県教育委員会規則第 2 号) 第 9 条の運用等について、下記のとおり定め、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

つきましては、学校行事 (部活動等を含む。) の実施に当たっては、行事の目的の達成はもとより、事故等なく安全に実施するため、手続等遺漏なきよう願います。

また、学校が行事の実施主体として行うもの以外の行事等への参加に関する手続についても、引き続き事故防止等に万全を期し、参加するよう願います。

なお、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日付け学安第 83 号教育長通知「県立学校管理規則第 9 条の運用等について (通知)」は、令和 6 (2024) 年 3 月 31 日限り廃止します。

記

1 行事の実施上の基準

規則第 1 項にいう基準を次のとおりとする。

(1) 実施計画書の作成

行事の実施に当たっては実施計画書 (様式等は各学校の任意による。行事によっては実施要綱等でも対応可。以下「計画書」という。) を作成すること。

(2) 責任者等の役割の明確化

行事の実施に当たっての総括的な責任者 (最終的な責任者である校長とは異なる、行事を実質的に指揮等する者を指す。) を決めるとともに、関係教職員の役割を明確にし、計画書に記載すること。

(3) 事故防止策

児童生徒が安全に行事に参加し、行事の目的を達成するため、主に次の事項等に関し事故防止策を具体的に明記すること。また、行事の内容に応じてその他必要な策を講じること。

① 行事を行う会場や設備、道具等の事前の点検 (誰が、いつ、どのように行うのか)

② 熱中症対策 (夏季を中心とした時期に実施する場合。水分補給の計画等)

③ 雷や雨天等荒天時の中止、順延、中断・再開等の判断基準 (屋外で実施する場合)

④ 参加児童生徒の健康状態の確認方法 (誰が、いつ、どのように行うのか) 等

(4) 緊急時における関係者等との連携・連絡体制

生徒や行事関係者に事故や怪我等 (以下「事故等」という。) が起きるなどの非常事態が生じた際には、関係機関や保護者等 (教育委員会、警察、消防、医療機関、保護者等) に連絡し、状況等につい

て情報を共有するとともに緊密に連携を図ること。また、そのため、連絡先をあらかじめ確認の上、計画書に記載するか、又は、連絡先等が記されているものを計画書と一体のものとして準備しておくこと（連絡網等にしておくことが望ましい。）。

なお、行事の実施に伴い事故等が起きた際には、警察や消防（救急搬送）に通報したもの、又は、通報見込みのもの、若しくは、重大な事故の場合は、速やかに学校安全課に報告すること。

(5) 事後の振返り

行事の実施後は、行事の成果の確認のほか、ヒヤリハット事例等の確認を行うとともに、次回やその他の行事に生かせるよう学校内で共有すること。

2 承認を要する行事

規則第2項において規定する学校行事については、上記1に加え、次により実施するものとする。

ただし、登山については、教育長が別に定める、登山計画作成のためのガイドラインに基づき実施するものとする。

(1) 実施上の基準

別紙のとおりとする。

(2) 承認申請書の学校安全課への提出期限（いずれも土日祝日を除く。）

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動等を含む。） | 行事实施日の30日前 |
| ② 修学旅行（国内） | 行事实施日の14日前 |
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動、専門学科の実習等を含む。） | 行事实施日の14日前 |

(3) 提出様式

- | | |
|------------------------------|---------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動等を含む。） | 別記様式3-1 |
| ② 修学旅行（国内） | 別記様式3-2 |

医療的ケアが必要な児童生徒が参加する際は、「修学旅行における医療的ケアが必要な児童生徒への対応について（通知）」（令和5（2023）年6月13日付け学安第208号学校安全課長・特教第179号特別支援教育課長通知）にて定めた様式を添付すること。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動、専門学科の実習等を含む。） | 別記様式3-3 |
|----------------------------------|---------|

3 届出を要する行事

規則第3項において教育委員会が指示することとしている届出の対象となる行事については、当面のところ、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 対象行事（自校敷地内で実施するものを除く。）

- ① 長距離走大会、強歩大会等
- ② スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動
- ③ 宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。）

(2) 届出の学校安全課への提出期限（土日祝日を除く。）

行事实施日の7日前

(3) 提出様式

別記様式4

4 他団体が主催する行事、大会等への参加

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加する場合で、次に掲げるものについては、県教育委員会に届け出るものとする。

(1) 対象

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加するに当たり、宿泊を要するもの。

ただし、参加する行事、大会等が登山及び水辺におけるスポーツ活動（部活動、専門学科の実習等を含む。）の場合は、宿泊の有無にかかわらず対象とする。

(2) 手続き等

届出の学校安全課への提出期限及び提出様式については、上記 3 に準じる。

なお、海外での行事等の届出提出期限は、行事实施日の 30 日前（土日祝日を除く。）とする。

以上

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956

各県立学校長 様

学校安全課長

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について（通知）

標記について、例年各関係方面において対策を講じているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールの水泳事故により、全国的には依然として多くの犠牲者が出ております。学校プールにおける水泳授業はもとより、その他自然環境下における活動の実施に当たっては、事故の防止に万全を期すため、別紙「水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項」について、貴職下児童生徒及び教職員はもとより、保護者等に対しても徹底されるようお願いいたします。

また、関連する通知が下記のとおり文部科学省及びスポーツ庁から送付されましたので、通知の趣旨を十分に踏まえ、事故防止のための安全確保が図られますよう周知徹底願います。

記

- 1 水難事故防止に係る農林水産省及び国土交通省の取組について（依頼）
(令和6年4月17日付け事務連絡)
- 2 水泳等の事故防止について（通知） (令和6年4月30日付け6ス庁第257号)

学校安全担当 担当：琴寄 TEL 028(623)2964 FAX 028(623)2956

(別 紙)

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項

I 水難事故の防止について

児童生徒の水難事故の根絶のため、学校をはじめ、家庭、地域社会それぞれが事故防止についての意識を高め、次の留意事項を参考に、実態に即した具体的な事故の防止策を講じるとともに、相互に連携を密にし、協力体制を確立することが重要となる。

<児童生徒>

- 1 水泳や川遊びで河川等にでかけるときは、必ず責任ある大人と同伴で行くようにし、単独または友人同士等では、絶対に行かない。
また、行先場所、帰宅時間を家人に連絡していく。
- 2 遊泳禁止区域、危険箇所等には絶対立ち入らない。
- 3 河岸の傾斜の急な土手や岩場では、転・滑落する恐れがあるので、絶対に近寄らない。
- 4 湖沼、池、砂利採取跡の水たまり、溜池等、危険の予想される箇所には近づかない。
- 5 体調の悪いときや満腹時、空腹時、激しい運動の直後などの水泳や水遊びは避ける。
- 6 入水前には必ず準備運動を行い、徐々に入水する。
- 7 水泳場では決められた規則を守り、特に、水中での悪ふざけや溺れるまねなどは絶対しない。
- 8 炎天下での長時間の魚釣りや川遊び等はしない。

<家 庭>

- 1 子どもに対する学校側の指導内容を熟知し、絶えず子どもの行動・行先等に関心をはらい、保護者の立場で、その都度適切な注意や監督を怠らないようにする。
- 2 自宅付近の事故発生が予想される危険箇所をよく把握し、そこには子どもを絶対に近づけないよう、厳重に注意しておく。
- 3 危険箇所等については、関係機関等の協力を得て、適切な改善策を講じるよう配慮する。
- 4 子どもの健康管理に十分注意をはらい、水泳の可否を適切に判断するとともに、学校との連絡を密にする。
- 5 水泳は極力プールを利用するよう指導する。

<学 校>

- 1 児童生徒に対し、危険な状況を適切に判断し、回避するため主体的に行動する態度を身につけさせるよう、十分指導しておく。

- 水泳の実施できる時期は短いので、計画的に水泳指導を行うなど、積極的に児童生徒の泳力向上に努める。

- 河川や池、溜池などの危険箇所（流速、水深、汚濁の程度、遊泳禁止の標識等）については、日頃から注意を徹底しておく。

特に、魚とりなど水辺の活動中の転落や、深みに流される事故が多いことを十分注意しておく。

- 日頃から大雨・洪水警報等の気象情報の把握に努め、天気の急変が予想される場合には屋外での活動を控えさせる。また、土砂災害等の発生が予想される危険箇所を把握し、児童生徒を近づけないよう注意をしておく。

- プール未設置の学校においても必ず指導しておく。

- 2 PTAの会合や広報活動等、機会あるごとに事故の防止について保護者の意識を高め、理解と協力を得るよう配慮する。

特に、児童生徒に対する学校としての指導事項については、保護者にも周知徹底し、協力が得られるよう配慮する。

- 3 同行者が万一事故を起こした場合の迅速かつ適切な行動の仕方について、児童生徒に十分指導しておく。

- 4 児童生徒の行動範囲内にある危険箇所等について、関係機関等と連絡をとりながら、現地を視察するなどの確に把握し、標識や防護柵の整備等、事故防止の具体策が講じられるよう配慮する。

- 5 水泳の指導に当たっては、特に次のような事項に留意する。

- 水泳指導に先立ち、臨時の健康診断を実施するなど、水泳参加には健康上問題がある者の事前把握に努め、不適者は入水させないようにする。また、入水に当たっては、その都度、健康状態のチェックを励行する。（心臓・腎臓・アレルギーの疾患、感染症等には、特に注意する。）

- 能力に応じた段階的指導を基本とし、特に、泳力の低い者を対象とする場合には、監視体制を強化するとともに、緊急の事態に即応できるよう、救命具を備えるなどの適切な配慮をする。

- スタートの指導は、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従って実施する。また、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意するなど、安全に十分配慮した慎重な指導を行うこと。

- 入水前後の人員点呼並びに練習中の人員掌握を確実に励行する。
 - 指導者は、安全確保のための的確な状況判断と処理能力が要求されるので、関係の講習会、研修会等に積極的に参加し、常に自己の指導力の向上に努めるとともに、正しい救助法、心肺蘇生法を訓練しておく。
- 6 プール管理に当たっては、特に次の事項に留意する。
- 学校プールの事故の中には、プールの排水口、循環浄化装置の排水口に足を吸い込まれて死亡する等の事故が発生している。このような事故を防止するため排水口等には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けて、ネジ・ボルト等で固定する（蓋の重みだけによる固定は不可）とともに吸い込み防止金具等を設置し、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とする。
 - シーズン前のプール清掃の際には、排水口等の蓋がネジ・ボルト等で固定されていることや吸い込み防止金具等が設置されていることを確認する。
 - 各学校の実情に即した管理規則の作成や見直しを行い、校内に周知徹底を図って、事故の防止に万全を期すこと。特に、シーズン前には、緊急時の対処の仕方、連絡網等について一見してわかるよう図式化しておくなどの安全対策に配慮する。
 - プールの換水に当たっては、排水に伴う苦情や公害問題が生じないように配慮する。
 - 夏季休業中の水泳指導に当たっては、プールの管理・指導と日直等の校務との兼務は避けるよう計画する。
- 7 水辺におけるスポーツ活動を実施する場合は、特に次の事項に留意する。
- 地元の関係機関等との連絡を密にし、潮流、地形、海底の状況等について、事前に現地調査をするなど、周到な計画のもとに実施する。
 - 引率者や指導者の責任分担を明確にした指導・管理の組織を確立し、指導・監督、保健、救護等が徹底するようにする。
 - 班の編成に当たっては、指導・監督が全員に行き届く程度の人数とし、また、能力差の少ないことを前提に編成する。
 - 集団行動の仕方（集合、整とん、人員点呼の方法等）や非常時の合図等について、予行練習も含めて迅速、確実にできるようにしておく。特に、人員点呼については、履物や用具の利用、パディシステム（二人一組の組をつくらせ、互いに相手の安全を確かめさせる方法）の徹底など、迅速かつ確実な方法を工夫する。
 - 監視は、水中及び陸上の両面から行うよう配慮し、監視区域を分担し合って、死角をつくらぬようにする。

また、児童生徒には、帽子の色、線などで班を区別したりコース分けしたりするなど、人員の行動を把握しやすいよう工夫する。

- 海中にあっては、沖から陸へ向かって、あるいは海岸と平行に泳ぐことを原則とし、沖へ向かっては泳がせない。

また、帰りは行きは2倍の時間がかかることを児童生徒に周知させる。

<地域社会>

- 1 河川、用水堀、湖、沼、池、防火用水、溜池、砂利採取跡等の事故の発生が予想される箇所について、地元警察署、自治会、関係機関・団体等との連携のもとに総点検を行い、危険箇所については、防護柵、囲い、蓋や規制標識の整備等の安全対策を講じる。
- 2 河川等の指定水泳場には、必ず監視員を配置し、また、万一の事故に備えた救急対策、連絡系統を確立しておく。
- 3 夏季休業中は、特に巡回指導の強化を図るなど、事故の防止に万全を期する。

Ⅱ 登山・キャンプ、その他の自然環境下での活動（以下「自然環境下での活動」という。）の事故の防止について

本県は、岩登りに格好の岩場や比較的気軽に入山できる山が多く、登山を直接の目的としないものも含めて、県内外から多くの入山者があり、これらによる事故の多発が懸念される。

また、自然環境下での活動は、不慮の事故に遭遇する危険もあるので、次の留意事項を参考にし、事故の防止に万全を期する。

- 1 経験豊富な指導者の指導のもとに、綿密周到な計画を立てて実施し、単独での行動や安易な思いつきによる無謀な活動は、厳につつしむ。
 - 目的地や気象状況等を事前に調査し、参加者の体力や健康状態、経験等に応じた無理のない計画のもとに余裕のある日程で行動する。
 - 参加者の氏名、住所、行動予定、連絡方法等について保護者をはじめ、関係機関・団体等に周知徹底を図っておく。
 - 実施前には必ず準備会をもち、参加者の役割分担等について、安全確保の立場から万全の備えをする。
 - 動物、植物、鉱物採取など、ルールやモラルに反する行動をつつしむ。また、ゴミ等は全て持ち帰り、自然愛護の精神に徹して行動する。
 - 日帰りの計画であっても、同行者、行先、帰着予定時間等を家人に連絡してい

く。

- 2 登山（内容の一部に登山を組み入れた活動を含む。）については、県教育委員会から発出される通知等に留意するとともに、実施する場合には、「登山計画作成のためのガイドライン【第二次改訂版】（令和5（2023）年3月15日付け学安第918-1号教育長通知）」を遵守すること。

学安第 267-1 号
令和 6（2024）年 7 月 10 日

各県立学校長 様

教育長

夏山登山の事故防止について（通知）

このことについて、別添のとおり令和 6 年 7 月 4 日付け 6 ス庁第 647 号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

各学校におかれましては、平成 29（2017）年 3 月の那須雪崩事故以降、登山の事故防止に向けた安全対策等について一層配慮いただいているところですが、引き続き、夏山登山の実施に当たっても、県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守することはもとより、猛暑による熱中症の発症や落雷等の夏季特有の天候変化に対しても細心の注意を払いながら、安全確保に万全の措置を講じていただきますようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

担当 齋藤

6 ス庁第 647 号
令和 6 年 7 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
構造改革特別区域法第 12 条 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公 益 社 団 法 人 日 本 山 岳 ・
ス ポー ツ ク ラ イ ミ ン グ 協 会 会 長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
茂 里 毅

夏山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係各方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山登山の時期においても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多く、リスク管理の観点から事故防止を図るための万全の措置を行うことが必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登る山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係者の密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

また、参考資料には、登山計画サイト等のホームページの QR コードも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

【担 当】

（登山一般に関して）

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：黒田、富澤

電話：03-5253-4111（内線 3939）

アドレス：kensport@mext.go.jp

（運動部活動に関して）

スポーツ庁地域スポーツ課

担当：学校運動部活動係 行武

電話：03-5253-4111（内線 3953）

アドレス：tiikisport@mext.go.jp

夏山登山の警告文

夏山を楽しむために道迷い、転倒、体調管理に要注意

令和6年7月 山岳遭難対策中央協議会

登山計画書の作成と提出は山頂への第一歩目です

例年、山岳遭難は夏に向けて多発する傾向にあります。

とりわけ、遭難者に占める40歳以上の割合は約8割と高く、遭難態様別では道迷い、転倒、滑落が占める割合が高くなっています。

登山コースの事前学習不足や地図とコンパスの不携帯、地図読みスキルの不足等は道迷いの原因となり得ます。転倒・滑落事故では、「つまづき」や「スリップ」といったことが原因となって、骨折等の重傷を負うケースが目立っています。山の中で大きな怪我をしてしまうと自力での下山は難しくなります。最後まで笑顔で登山を続けるために、一步一步慎重に歩きましょう。

また、夏山の天気は午後から崩れやすい傾向にあるので、「早発ち、早着き」が基本です。夕立が降る前に目的地に着いて、ゆっくり体を休めながら翌日のルートを確認しましょう。余裕のある行動は夏山の楽しさと安全性を倍増させます。

皆さんの夏山登山が良い思い出になるように、次のことに留意してください。

○ 道に迷わないように登山地図アプリを活用しましょう

自分がどこにいるかわからなくなったら地図やコンパスだけでは役に立ちません。正確に現在地を知ることができるスマートフォン用の登山地図アプリの活用もお勧めします。なお、登山地図アプリの表示範囲は小さなスマートフォンの画面の制約を受けるため、広い範囲を俯瞰できる紙の登山地図と併用することをお勧めします。

○ 入念な登山計画を立てましょう

登山は計画する段階から始まっています。対象山域の最新情報（山岳情報、気象情報、火山情報等）を入手し、入山中に考えられるリスク回避の対策を前もって立てるようにしましょう。

○ 次の一步に集中しましょう

登山では、たった一步の踏み間違いで大怪我をすることがあります。慎重に歩いて、自分の足で帰りましょう。

○ 水分をたくさんとりましょう

リュックを軽くするために飲み物を減らすのは絶対にやめてください。水分不足は熱中症や高山病のリスクを高めます。水分補給の目安は、次の式を参考にしてください。

$$\text{必要な水分量(ml)} = \text{体重(kg)} \times \text{行動時間(時間)} \times 5$$

○ 常備薬を持ちましょう

登山は体に大きな負担がかかります。体力の消耗だけでなく、標高の高さによる低酸素や流した汗による脱水、テントや山小屋生活でのストレスなど、目に見えない負荷がかかっています。常用している薬がある方は必ず持参してください。

○ ヘルメットを着用しましょう

転落・滑落や落石の危険がある場所ではヘルメットを着用しましょう。毎年、「ヘルメットさえかぶっていれば…」という悲しい遭難事故が起っています。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁
(独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会
(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

夏山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。山岳保険への加入忘れずに。
(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品 名	品 名	品 名
○ズボン	○筆記具	△捜索用発信機
○シャツ（長袖のもの）	○携帯トイレ	△GPS
○靴下（登山用）・予備靴下	○ロールペーパー	△カメラ
○登山靴	○タオル・手拭	△マット
○帽子	○ポリ袋	△伸縮式ストック
○手袋（グローブ）・予備手袋	○ヘッドランプ	△テント一式
○防寒衣（フリース・セーター）	○ラジオ	△装備整理袋
○セパレーツ雨具	○予備電池・電球	△シュラフ（スリーピングバッグ）
○サングラス	○粘着テープ（テーピングなど）	△シュラフカバー
○行動食、非常食	○ナイフ	△ヘルメット
○飲料水・保温ボトル	○コッフェル・炊事用具	△ハーネス
○時計	○食器類	△ロープ
○スマートフォン（バッテリーパック）	○コンロ	△カラビナ
○高度計	○燃料・予備燃料	△スリング各種
○コンパス（方位磁石）	○ライター・マッチ	△スパッツ
○1/25000地形図	○ホイッスル	△ツェルト
○ルート図	○熊鈴	
○登山計画書	○レスキューシート	
○身分証明書	○ファーストエイドキット	
○健康保険証	○日焼け止め	
○緊急連絡票	○塩分やブドウ糖等の食品	

※この装備リストは夏山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

気軽なつもりでも「登山」 安全対策と山への感謝は忘れずに

※研修会、講習会等の問合せ先

(独)日本スポーツ振興センター 国立登山研修所 TEL : 076-482-1211
<https://www.jpnsport.go.jp/tozanken/>

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会 TEL : 03-5843-1631
<https://www.jma-sangaku.or.jp/>

山岳遭難が多発しています!!

大丈夫? あなたの登山計画

気象条件、体力、経験等に見合った山を選択し、余裕のある安全な登山計画を立てましょう。

- 1 登山計画書はパーティ全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 入山前、入山中の気象情報を確認していますか。(携帯電話、ラジオ等)
- 3 気温の変化に備え、防寒対策は十分ですか。
- 4 エスケープルート(万一の時の逃げ道)は考えていますか。
- 5 応急処置のための医薬品や器具は準備しましたか。
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。(スマートフォンなどの予備バッテリーの確保も忘れずに!)
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

登山計画書はあなたの生命を守る命綱です。

【登山計画書(届)の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 遭難事故の発生を警察、消防が認知した段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

【提出先】

- 知事等(登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)
- 山域を管轄する警察本部または警察署など
(インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。)
- 家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- インターネットの登山計画サイト(山と自然のネットワーク「コンパス」など)



(コンパス)

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できた事例が数多くあります。登山計画書を提出することは、あなたの生命を守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

登山前からの最新の気象状況把握が重要

～天気予報を踏まえた計画と、登山中の急激な気象変化に細心の注意を～

山の天気は、平地とは比較にならないほど急変します。特に天気予報で「大気の状態が不安定」等が予想される場合は、急な大雨、落雷、突風等が起こりやすい状況です。また、台風等により大雨となった場合には、土砂災害や河川の増水等の危険が生じます。**登山の数日前から、最新の気象情報で今後の天気の見通しや早期注意情報（警報級の可能性）、火山の状況について確認し、ゆとりある計画作りが必要です。また、登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要です。**

気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめているので、御利用ください。

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/plan/weather/>

□気象庁ホームページ

警報・注意報、キキクル（危険度分布）、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。警報が発表された場合等に通知が届くサービスも民間事業者から提供されていますのでご活用ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ame_push.html

□国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

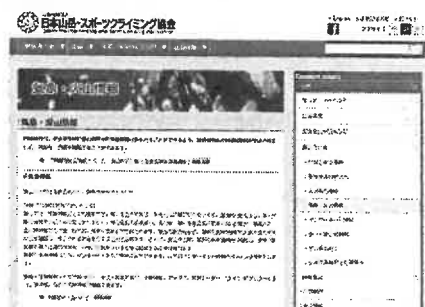
また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

□民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。

(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)



気象庁ホームページ



プッシュ型通知サービスについて



防災情報提供センター
携帯端末向けホームページ (Top)

火山情報にも注意

気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」(下記URL)を公開しています。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」は、ラジオやテレビのほか、民間事業者が提供する携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。噴火速報の説明や民間事業者のサービスについては「噴火速報について」(下記URL)をご覧ください。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

登山前には、気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を確認し、十分注意して登山してください。



火山登山者向けの
情報提供ページ



噴火速報について

主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳	気 象 情 報		山 岳 情 報	
			電話番号	ホームページアドレス
主な山城の 情報	各地域の気象情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 電話番号：平日8時30分～17時15分(カッコ内は24時間自動応 答) 気象庁ホームページ： https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html		警察庁生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
北海道全山城	札幌管区気象台	011-811-0170 ※1	北海道警本部 地域企画課	011-251-0110
利 尻 岳	管内地方気象台	0162-23-2678 ※2 (0162-22-0109)	北海道警 旭川方面本部地域課	0166-35-0110
大 富 山 系 十 勝 岳	旭川地方気象台	0166-32-6368 ※2 (0166-32-6413)		
八 甲 田 山 系	青森地方気象台	017-741-7411 (017-741-7459)	青森県警本部 地域課	017-723-4211
八 幡 平	盛岡地方気象台	019-622-7868 (019-652-2750)	岩手県警本部 地域課	019-653-0110
	秋田地方気象台	018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	秋田県警本部 地域課	018-863-1111
鳥 海 山 系	山形地方気象台	023-622-2262 (023-634-0009)	山形県警本部 地域課	023-626-0110
	秋田地方気象台	018-823-8291 ※2 (018-824-0508)	秋田県警本部 地域課	018-863-1111
蔵 王 山 系	仙台管区気象台	022-287-8104 ※1 (022-293-6220)	宮城県警本部 地域課	022-221-7171
	山形地方気象台	023-622-2262 (023-634-0009)	山形県警本部 地域課	023-626-0110
飯 豊 連 峰	山形地方気象台	023-622-2262 (023-634-0009)	山形県警本部 地域課	023-626-0110
	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	新潟県警本部 地域課	025-285-0110
	福島地方気象台	024-534-2182 ※2 (024-525-5223)	福島県警本部 地域企画課	024-522-2151
巻 機 山 連 峰 苗 場 山	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	新潟県警本部 地域課	025-285-0110
	前橋地方気象台	027-896-1536 (027-223-2280)		
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)		
谷 川 岳 草 津 白 根 山	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	群馬県警本部 地域課	027-243-0110
	前橋地方気象台	027-896-1536 (027-223-2280)		
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)		
丹 沢 山 系	横浜地方気象台	045-621-1991 (045-623-5899)	神奈川県警本部 地域総務課	045-211-1212
奥 秩 父 山 系	東京管区気象台	03-3434-9085 ※1 (03-3434-9026)		
	熊谷地方気象台	048-521-0058 (048-526-8415)	埼玉県警本部 地域総務課	048-832-0110
	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警本部 地域課	055-221-0110
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警本部 山岳安全対策課	026-235-3611
富 士 山	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警本部 地域課	055-221-0110
	静岡地方気象台	054-286-3411 (054-287-4093)	静岡県警本部 地域課	054-271-0110
南 アル プ ス	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警本部 山岳安全対策課	026-235-3611
	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警本部 地域課	055-221-0110
	静岡地方気象台	054-286-3411 (054-287-4093)	静岡県警本部 地域課	054-271-0110
中央アルプス	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警本部 山岳安全対策課	026-235-3611
	岐阜地方気象台	058-271-4109 (058-271-4203)	岐阜県警本部 地域課	058-271-2424
ハ ヱ 岳	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警本部 地域課	055-221-0110
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警本部 山岳安全対策課	026-235-3611
北 アル プ ス	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警本部 山岳安全対策課	026-235-3611
	富山地方気象台	076-432-2311 (076-432-2314)	富山県警本部 山岳安全課	076-441-2211
	岐阜地方気象台	058-271-4109 (058-271-4203)	岐阜県警本部 地域課	058-271-2424
大 峰 山 系 大 台 山 系	奈良地方気象台	0742-22-2555 (0742-27-7329)	奈良県警本部 地域課	0742-23-0110
大 山	鳥取地方気象台	0857-29-1312 (0857-29-4195)	鳥取県警本部 地域課	0857-23-0110
剣 山 系	徳島地方気象台	088-622-3857 (088-656-9549)	徳島県警本部 地域課	088-622-3101
			高知県警本部 地域課	088-826-0110
石 鎚 山 系	松山地方気象台	089-941-0012 (089-947-8249)	愛媛県警本部 地域課	089-934-0110
	高知地方気象台	088-822-8883 (088-824-4553)	高知県警本部 地域課	088-826-0110
青 嶺 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台	0952-32-7027 (0952-32-8080)	佐賀県警本部 地域課	0952-24-1111
霧 島 山 系 鹿 久 島 山 系 開 聞 岳	鹿児島地方気象台	099-250-9913 (099-206-3960)	鹿児島県警本部 地域課	099-206-0110

※1：平日9時00分～17時00分
※2：平日8時30分～17時00分

登山届

目的の山域及び山名					
日 程	年 月 日 時 _{ころ} ~ 年 月 日 時 _{ころ}				
行程等	登山口				
	経由地・ルート名 宿泊地				
	下山口				
氏名等	氏名 _____ 年齢 _____ 歳 ☐ 男 ☐ 女 携帯電話番号 _____ 登山口までの交通手段 ☐ 自家用車 車両番号 : _____ ☐ 公共交通機関 (電車 ・ バス ・ タクシー)				
緊 急 連絡先	続柄 ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ その他 (_____) 氏名 : _____ 電話番号 : _____				
同行者	☐ 有 (人) / ☐ 無 (単独)				
	No	氏名	年齢	性別	携帯電話番号
	1		歳	男・女	
	2		歳	男・女	
	※3 人以上の場合は裏面に記載のこと。				
「もしも」のための備え～道迷い、救助、ビバーク					
アプリ その他	●登山アプリ ☐ ヤマレコ (ID: _____) ☐ YAMAP (ID: _____) ☐ ジオグラフィカ (ID: _____) ☐ コンパス (ID: _____) ●ココヘリ ☐ 加入済み (ID: _____)				
装備品	☐ レインウェア ☐ ヘッドランプ ☐ ツェルト ☐ 防寒着 ☐ 断熱マット ☐ 無線機 ☐ 携帯電話 ☐ モバイルバッテリー				
豆知識	迷ったら、来た道に戻る 救助要請は早めに (110 番 / 119 番) ショートメールの方が、音声通話より繋がる可能性大				

両面印刷ではない場合のみ本欄も記載	
目的の山域及び山名	
日 程	年 月 日 ~ 年 月 日
代表者氏名	

同行者	同行者追加				
	No	氏名	年齢	性別	携帯電話番号
	3		歳	男・女	
	4		歳	男・女	
	5		歳	男・女	
	6		歳	男・女	
	7		歳	男・女	
	8		歳	男・女	
	9		歳	男・女	
	10		歳	男・女	

- 提出先 ○知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
 ○山域を管轄する警察本部または警察署等（インターネットで申請ができる警察本部等もあります。）
 ○家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校等
 ○山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポスト等
 ○インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」等）



注意 登山計画書（届）を提出したところには、必要に応じて下山の報告をすること
 条例に基づく登山届出（提出義務があります）は所定の届出先に提出すること

※ 登山計画書（届）の記入例については、（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会の
 ホームページをご確認ください

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/plan/>



※ インターネットによる登山届もご利用ください。

<https://www.mt-compass.com/>



各県立学校長 様

学校安全課長

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長外から依頼がありましたので送付します。

つきましては、貴職下職員へ周知いただき、別添の【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き】・【チェックリスト】を活用し、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講じることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行う等、熱中症事故防止について適切に対応するようお願いします。

なお、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号）」の施行に伴い、環境省から栃木県に熱中症特別警戒情報が発表された場合は、本課より熱中症特別警戒情報を各県立学校に周知しますので、了知願います。

（参考）

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm



環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>



学校安全課学校安全担当

担当：川上

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。

6 教 参 学 第 5 号
令和 6 年 4 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里 賀奈子
文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武藤 久慶
スポーツ庁政策課長
先崎 卓歩
スポーツ庁地域スポーツ課長
橋田 裕

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

日頃より学校教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、令和5年度の夏の気温は、気象庁による1946年の統計開始以降、北日本・東日本・西日本で歴代1位（西日本は1位タイ）（参考1）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員数（全年齢）は91,467人（参考2）となりました。また、こうした状況において、学校の管理下や登下校中における熱中症は3,240件（参考3）が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高い（参考4）と予想されており、児童生徒等の健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）に基づいて活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

こうした点を含め、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、本通知には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添3）を収録していますので、効果的に活用いただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、熱中症事故の防止について、学校等において理解を深めるための研修会等を実施する際、医学的な見地について、学校の設置者から各地の医師会に対して協力依頼があった場合には積極的に対応いただけるよう、文部科学省から公益社団法人日本医師会へ依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添3のチェックリストを効果的に周知・活用いただくなど、貴課において必要に応じて適切に御対応いただけますと幸いです。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）も有効であることから、気温が高くなり始めたら、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 感染症の流行時における児童生徒等のマスクの着用に当たっても、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添1）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が33を超える場合）に発令）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が35を超える場合）に発令）の発令状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いいたします。

4. 休業日等の取り扱いについて

休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の(1)及び(2)を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- (1) 各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の資料も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」と言う。）」を作成しました。

このたび、作成から約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料（令和6年4月追補版）を取りまとめました。

この追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添3）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○文部科学省

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf#page=24
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）
https://www.jpnport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)
※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
チェックリスト

（１）日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

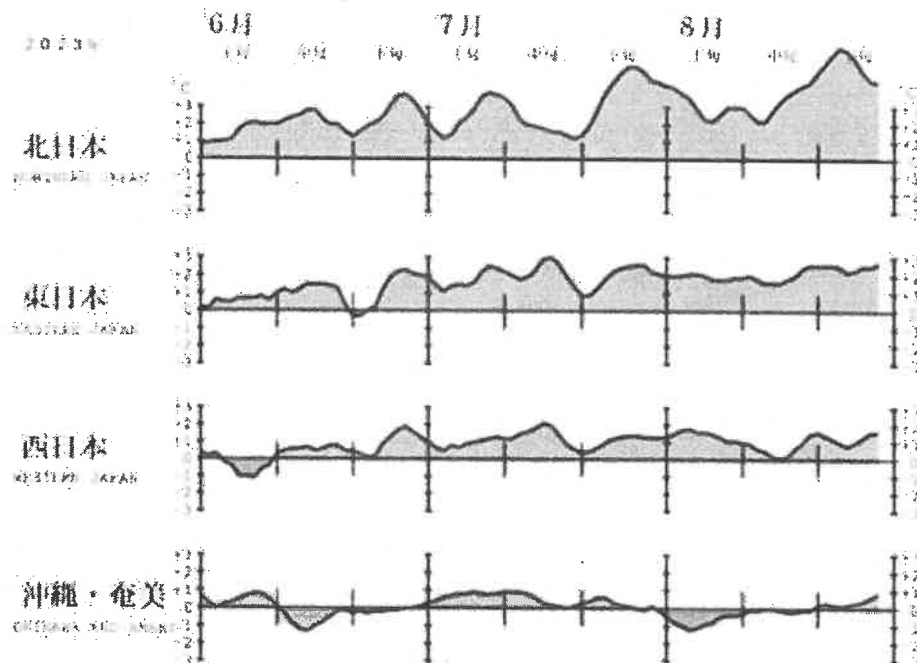
(2) 児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況により AED の使用も視野に入れる)
☐	活動(運動)の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する

気象庁資料
令和5年夏（6～8月）の気温の特徴



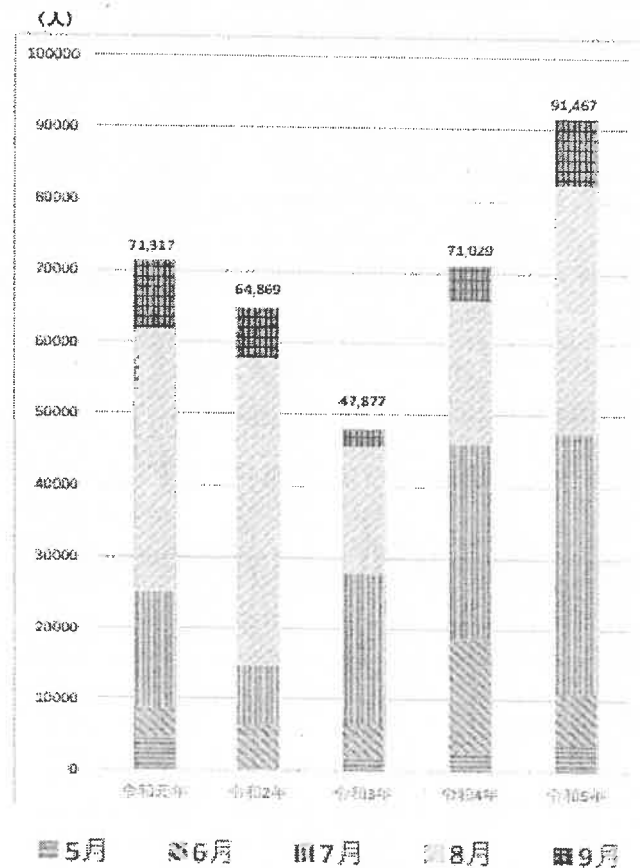
①2023年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移(℃)

平年値は1991～2020年の平均値

- 北日本を中心に暖かい空気に覆われやすく、南から暖かい空気が流れ込みやすかったため、夏の平均気温は北・東・西日本でかなり高かった。
1946年の統計開始以降、夏として北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となった。（図①）

（令和6年3月25日 第6回熱中症対策推進会議資料より抜粋）

消防庁資料
熱中症による救急搬送人員の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
5月	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655
6月	4,151	6,336	4,945	15,969	7,235
7月	16,431	8,388	21,372	27,209	36,549
8月	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835
9月	9,532	7,085	2,355	4,931	9,193
合計	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467

(令和6年3月25日 第6回熱中症対策推進会議資料より抜粋)

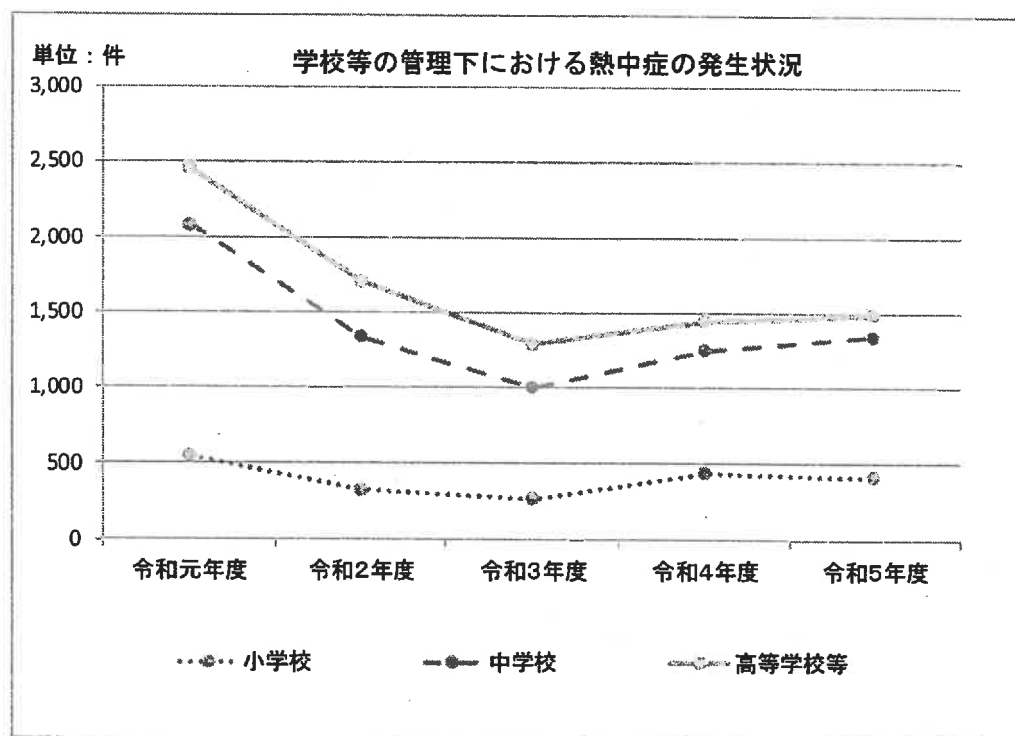
参考 3

学校等の管理下における熱中症の発生状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	541	324	264	436	408
中学校	2,081	1,338	996	1,248	1,343
高等学校等	2,452	1,709	1,289	1,444	1,489
計	5,074	3,371	2,549	3,128	3,240

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和5年度は速報値)



気象庁
令和6年「暖候期予報」夏の天候（6～8月）の見通し

		平均気温 夏（06月～08月）
北日本	日本海側	低20 並30 高50% 高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低10 並20 高70% 高い見込み
数値は予想される出現確率（％）です		平均気温 夏（6～8月） 北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美 低い確率（％） 50 40 40 50 高い確率（％） 平均気温 夏（6～8月）

（気象庁ウェブサイトより抜粋）

令和 5 (2023) 年 6 月 29 日

各県立学校長 様

学校安全課長

熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局外から依頼がありましたので送付します。

気候変動の影響や地球温暖化の進行により、極端な高温等が起こる頻度が増加し、熱中症の被害が拡大するおそれがあることを背景とし、改正気候変動適応法の全面施行が、令和 6 年春頃に予定されています。各校におかれましては、平素より熱中症防止の対策を推進していただいているところですが、引き続き適切な対策を講じていただくとともに、同法の施行に向けた準備に当たり御留意いただきますようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

担当：川上

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

政府においては今夏の熱中症予防強化キャンペーンとして、各府省庁の関係機関等における更なる熱中症対策等について広く呼びかけを行うこととしています。今年4月に成立した熱中症対策の強化を図る改正気候変動適応法の概要についても併せてお知らせしますので、御留意のうえ、引き続き各学校等における熱中症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和5年6月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

内閣官房孤独・孤立対策担当室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省地球環境局総務課
気候変動適応室

熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

熱中症については、気候変動の影響により、国内の死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間 1,000 人を超える年が頻発しています。また、地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策の強化は急務となっています。こうした背景を踏まえ、政府は、熱中症対策の一層の強化を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以下「改正気候変動適応法」という。）を第 211 回国会に提出し、令和 5 年 4 月 28 日に成立したところです（令和 5 年 5 月 12 日公布）。

熱中症対策を強化するためには、住民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効であり、地方公共団体をはじめ地域の取組が極めて重要です。改正気候変動適応法では、各地方公共団体を含めた地域における熱中症対策強化のための規定が盛り込まれています。また、併せて、今後の政府における計画として「熱中症対策実行計画」を取りまとめたところです（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）。

改正気候変動適応法の全面施行は令和 6 年春頃としているところですが、各地方公共団体におかれましては、同法の施行に向けた準備に当たり、下記に御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 改正気候変動適応法の概要等

改正気候変動適応法の背景・概要、施行日及び同法に基づく熱中症対策実行計画の概要は（１）から（３）です。その趣旨・目的に御理解いただき域内における熱中症対策の強化を推進していただきますようお願いいたします。

（１）改正気候変動適応法の背景・概要について

○ これまで、関係府省庁や地方公共団体等において熱中症対策の普及啓発等に取り組ん

でしたが、熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年は、年間 1,000 人を超える年が頻発しています。

- 「熱中症警戒アラート」（本格実施は令和 3 年から）の運用も開始されていますが、熱中症予防の必要性はいまだ国民には十分に浸透していません。今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれる中、より積極的な熱中症対策を進める必要があります。
- こうした背景を踏まえ、改正気候変動適応法が制定され、同法においては、熱中症対策実行計画の策定、熱中症特別警戒情報の発表、指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定等の新たな制度が創設されました（参考 1 参照）。これらに関する地方公共団体に係る主な事務は次の通りです。

【熱中症特別警戒情報の発表に関する事務】※改正後の気候変動適応法第 19 条

- 都道府県知事は、環境大臣から熱中症特別警戒情報の通知を受けたときは、市区町村長にその旨を通知しなければならない。
- 市区町村長は当該通知に係る事項を住民等へ伝達しなければならない。

【指定暑熱避難施設の指定に関する事務】※改正後の気候変動適応法第 21 条

- 市区町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市区町村内の冷房設備を有する施設を 指定暑熱避難施設として指定することができる。
- 市区町村長は、指定暑熱避難施設を指定したとき等においては、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び受入れ可能人数を公表しなければならない。

【熱中症対策普及団体の指定に関する事務】※改正後の気候変動適応法第 23 条

- 市区町村長は、NPO 法人等の民間団体であって、熱中症対策について住民等へ普及啓発や必要な助言を行う者を、熱中症対策普及団体として指定することができる。

(2) 改正気候変動適応法の施行について

○施行日

- ・熱中症対策実行計画に関する規定：令和 5 年 6 月 1 日施行
- ・全面施行（※）：令和 6 年春頃

※熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体等に関する規定

○施行までの今後の予定

- ・6 月以降 熱中症対策推進検討会等での基準検討（熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設等に関する基準（環境省令事項）の検討）
- ・秋頃 改正気候変動適応法等に関する説明会の開催
- ・秋以降 熱中症警戒情報等の基準に関する環境省令の公布

(3) 熱中症対策実行計画の策定について

政府においては令和5年5月30日、熱中症による死亡者を現状から半減するとの目標や地方公共団体、事業者等の基本的役割等を規定した熱中症対策実行計画を取りまとめました。本計画では、地方公共団体や地域の関係主体における対策について盛り込んでいます（詳細は以下2（2）及び参考2参照）。

2. 地方公共団体における庁内体制・連携強化等

（1）熱中症対策強化のための庁内体制の確立

- 地球温暖化の進行に伴い、極端な高温等が起こる頻度と強度が増加すると予測される中、海外では高緯度地域においても熱波が発生し、甚大な健康被害が発生していることや、熱中症は住民の健康と命に関わるものであり、地域ごとの取組の偏在をなくす必要があることから、寒冷地を含む全ての地域において熱中症対策の強化が求められています。
- 熱中症対策を強化していくためには、住民への直接的な働きかけ等が有効です。こうした取組の推進に当たっては、地方公共団体等地域の主体の関与が必要であることから、熱中症対策実行計画の中で、地方公共団体の基本的役割を定めました（熱中症対策実行計画第1章3（2）「地方公共団体の基本的役割」）。
- 各地域の対策を強化するためには、地方公共団体における庁内体制の整備が必要です。熱中症対策は地方公共団体内の多くの関係部署にまたがることから、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携・協力する庁内体制の整備が不可欠です。組織の在り方等は地方公共団体それぞれ状況が異なりますが、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体等に関する新たな制度を有効に機能させるため、各地方公共団体の実情を踏まえ、庁内の取りまとめの部局を定める等、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いします（参考3参照）。

（2）全ての関係部局の取組の推進

- 地域における熱中症対策は、一部の部局のみならず、地方公共団体内の多くの部局が連携して対策を進めていくことが必要です。熱中症対策実行計画においては、関係部局に関する事項を以下のように盛り込んでいるところです。
 - ・高齢者等の熱中症弱者への対策として、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む関係団体による呼びかけ（孤独・孤立対策、高齢者福祉関係）
 - ・災害時の避難所等における熱中症対策（防災関係）
 - ・保育園、幼稚園等での対策（こども・保育、教育関係）
 - ・熱中症による救急搬送人員に関する事項（消防関係）
 - ・学校における熱中症対策（教育関係）
 - ・スポーツ時における熱中症対策（スポーツ関係）
 - ・熱中症診療等に関する事項（保健医療関係）
 - ・熱中症普及啓発等に関する事項（福祉、環境関係）

- ・労働者に関する熱中症対策（労働関係）
- ・農業者に関する熱中症対策（農業関係）
- ・産業界との連携に関する事項（産業関係）
- ・建設業界、まちづくりに関する事項（建設関係）
- ・観光に関する事項（観光関係）
- ・気候変動適応に関する事項（環境関係）

（３）改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

- 上記１（１）に記載した熱中症警戒情報等については、令和６年春頃に全面施行を予定しているところであり、当該事務の施行に当たっては、各地方公共団体において、事前の準備が必要となります。
- 熱中症特別警戒情報については、都道府県や市区町村は、それぞれ通知や伝達を行うこととなるため、庁内の体制整備が必要です。また、指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体については「指定できる」とする任意の制度ですが、地域の熱中症対策の強化のために効果的な制度であるため、指定に向けた検討や準備を進めていただきたいと思います。
- 熱中症特別警戒情報等の新たな制度への対応については、来年の全面施行に向け、現在、政府において専門家からなる熱中症対策推進検討会にて検討中です。詳細は、今後、随時情報共有を行っていく予定ですが、各地方公共団体におかれましては、改正気候変動適応法の全面施行に向けて、当該新たな事務の対応に向けた準備の検討を進めていただくようお願いいたします。

３．熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

- 政府は、熱中症対策実行計画に記載のとおり、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を４月～９月の期間で実施することとしています（令和５年は５月末から実施）。
- 本年も、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行っておりますので、各地方公共団体におかれましても御協力をお願いします。
- 具体的には、夏本番に備え、暑さに体を慣れさせる暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ、梅雨明け後は特に熱中症のリスクが高いこと等について、既に配布しているポスターや関係府省庁にて作成したリーフレットを活用いただく等、地方公共団体においても住民（特に高齢者等熱中症弱者）に対し、熱中症予防行動等の呼びかけをお願いします（参考４参照）。

４．気候変動適応計画の一部変更

今般、改正気候変動適応法に基づき、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更を行いました（参考２参照）。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

- 政府による熱中症対策実行計画の策定
関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に政府一体となった熱中症対策を推進するため、現在、法律上の位置付けのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ
- 熱中症特別警戒情報の発表及び周知
他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるよう、現在、法律上の位置付けのない熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設
- 指定暑熱避難施設制度の創設
暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）として、市区町村長が新たに指定し、当該指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放
- 熱中症対策普及団体の指定
地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底するため、熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等の民間団体等を熱中症対策普及団体として、市区町村長が新たに指定
- 独立行政法人環境再生保全機構への業務追加
独立行政法人環境再生保全機構の関連業務に熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理や分析等の業務及び地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等の業務を追加

参考 URL：「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和 5 年 2 月 28 日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

【参考2】 熱中症対策実行計画について（添付資料1）

参考 URL：熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について
（令和5年5月30日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01675.html

○熱中症対策実行計画のポイント

- 計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減
- 計画期間：おおむね5年間
- 推進体制：環境大臣を議長、関係府省庁の局長級を構成員とする熱中症対策推進会議において施策を推進
- 関係者（国・地方公共団体・事業者・国民）それぞれの役割を明記
- 熱中症対策の具体的施策
 - ・普及啓発・情報提供の強化。政府一体となり、地方公共団体、民間事業者を巻き込んだ熱中症予防強化キャンペーンを実施
 - ・節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけを実施
 - ・高齢者等の熱中症弱者のための対策につき、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む団体との連携により見守り・声かけを強化
 - ・学校や職場、スポーツ、災害発生時等の場での管理者による熱中症対策や、管理者がいないことが多い農作業場等での熱中症対策を強化
 - ・地方公共団体については、
 - 首長のリーダーシップの下で、地方公共団体内の部局の役割を明確にし、連携・協力して、必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。
 - 指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定の働きかけ
 - 熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等民間団体を熱中症対策普及団体として指定する等、熱中症弱者に対し見守り・声かけの強化
 - 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、研修会の実施
 - ・極端な高温発生時の対応としては、熱中症特別警戒情報の指針等を策定し、特別警戒情報の発表・周知と、熱中症弱者の安否確認等の方策につき、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等も参考に検討

○熱中症対策実行計画（地方公共団体に係る主要関連部分抜粋）

はじめに

（略）

極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録したほか、令和4年にも欧州各地で熱波が発生し、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた。これらの事例は、高緯度の広い範囲で発生していること、冬季に氷点下を記録するような寒冷地であっても熱波が起り得ること、広域的に救急医療等の対応能力の限界を超えるおそれがあることを念頭においた熱中症対策が必要なことを示唆している。

（略）

第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

（2）地方公共団体の基本的役割

都道府県は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進するよう努める。市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

第2章 熱中症対策の具体的な施策

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

【具体的な施策】

（1）地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞

（略）

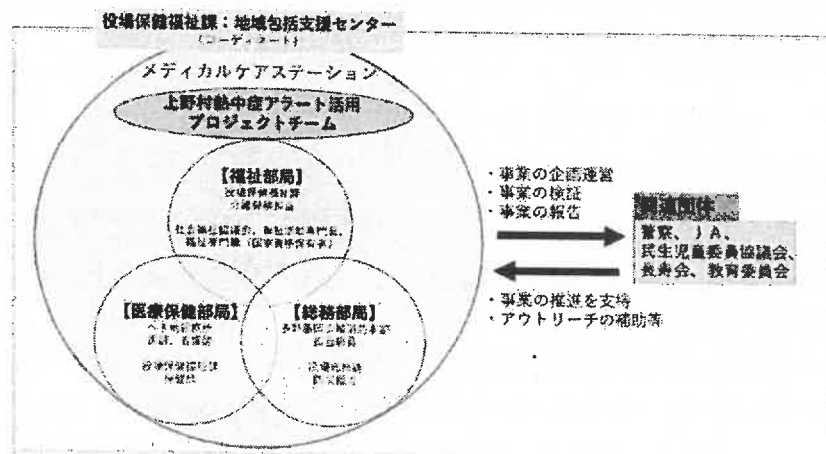
【参考3】組織体制の構築に係る先進事例（「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」抜粋）

※地域における熱中症対策の先進的な取組事例集

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php

<群馬県上野村>

- ・庁内3部局が中心となり、関連団体がフォローする体制を構築。
- ・保健福祉課の介護保険担当がリスク評価、データ分析及び社会福祉協議会の活動をフォロー
- ・社会福祉協議会の福祉活動専門員や福祉専門職が広報活動、スクリーニングシート記入（訪問ヒアリング）、筋力トレーニング提供、ピンポイント支援を担当
- ・保健福祉課の保健師が熱中症予防に資するテレビ番組作成、データ分析、医学的助言
- ・総務課の防災担当がデータ提供、村内放送担当



<鳥取県鳥取市>

- ・庁内システム（庁内掲示板）で熱中症警戒アラートの発表情報等を各部署に通知。これを受け、各部署より関係機関、関係施設及び住民に対し、熱中症予防についての注意喚起を行う。
- ・庁内熱中症対策会議を開催（4月）し、年度中に各課が計画している熱中症対策等の情報共有や、公共施設をはじめとする市内クールシェルターの取組の拡大に向けた連携の強化を行う。
- ・市内各公共機関や民間の集客施設の協力によるクールシェルター施設の充実を図り、官民連携による市内全体での熱中症予防啓発に取り組む。
- ・熱中症の予防対策を呼びかける啓発動画（市保健師が出演）を作成し、セミナーやサロン等の健康教育の場で活用するほか、観光施設等のデジタルサイネージでの活用、テレビCM放送を行い、各分野における熱中症予防啓発を行う。
- ・高齢者等に対しては、地域包括支援センターによる訪問や健康教育等の場での予防対策を図る。モデル事業の取組では、民生委員の協力を得て、独居高齢者に対する温湿度計を活用した声掛け、熱中症予防の行動変容を目指す。

令和5年度 鳥取市熱中症予防対策の推進に係るモデル事業

本市の課題

- 鳥取県の人口10万人当たりの熱中症の搬送者数は、2022年8月は全国平均16.05人に対し、**最多の31.62人**であった。
- 熱中症搬送者数の半数が**高齢者**、特に**住居内**による発症が多い。
- コロナ禍でクールシェルターの取組が休止、交流の再開にあたって関係機関との連携や新たなPRが必要。

■クールシェルター取組強化

- 新規クールシェルター施設募集
- 新ステッカーの配付
- 利用を促すサービス等記載

これまでの取組

- 各部署における熱中症予防対策の取組・熱中症警戒アラート発表時関係機関、関係施設（住民）、公式LINEや防災無線による熱中症予防の注意喚起
- チラシ、ポスター、市報、ラジオCM等による啓発
- 高齢者世帯へ訪問時熱中症予防の注意喚起を行う
- MAPによるクールシェルターの紹介

■熱中症予防対策啓発動画の作成

高齢者向け・一般の方向けの動画を作成
→セミナーや高齢者のサロン、観光施設等で活用

今後の取組

- 独居高齢者の屋内における熱中症対策**
- 室内での熱中症リスクを認識し、リスク低減の行動につなげる
- ①温湿度計とアンケートの活用
温湿度計とアンケートの組合せでリスクを再認識
- ②7日間アンケートの活用で
毎日の習慣付けによる行動変容
- 民生委員等の訪問（声かけ）による注意喚起
- ①民生委員や市保健師等の訪問により、独居の方のリスク把握
- ②直接的な声掛けによる注意喚起

**取組の
更新**

取組拡大
参加事業者の
掘り起こし

➡

継続

情報発信

市報・ラジオ
市LINE等

交流再開に
合わせ
取組拡大

継続に向けた展開

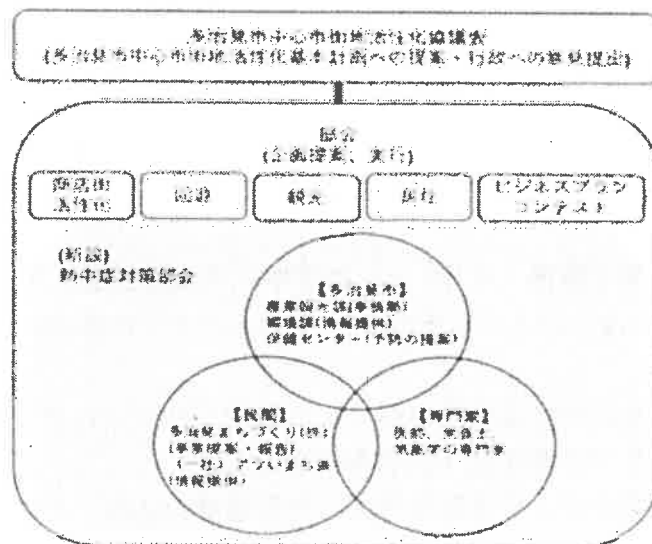
■クールシェルターの取組強化

参加事業者の再募集による事業者との連携、新たな取組の検討
観光関係施設等、庁内連携の再構築

■高齢者の屋内における熱中症対策

アンケート結果の検証による
民生委員等高齢者支援団体との連携、取組の検討

- ・既存の組織体制を活用し、令和3年度に産業観光課、環境課、保健センター等といった関係部局と多治見まちづくり株式会社による多治見市中心市街地活性化協議会傘下の熱中症対策部会を立ち上げ。
- ・中心市街地を主とした市内の熱中症対策の事業について情報共有や新規事業の立ち上げのための検討会を行い、熱中症予防事業計画の策定及び予算化を実施。



※令和3年度の組織

＜神奈川県川崎市＞

- ・令和4年度までは、環境部局が事務局を務める「気候変動適応ワーキング（WG）」を活用し、その中で適応策の一つである熱中症対策についても、健康福祉部局、消防局をはじめとする関係部局と連携して普及啓発を行うとともに、情報共有、意見交換等を行った。
- ・令和5年度は、「気候変動適応 WG」を解消し、新たに「気候変動適応法改正に伴う熱中症対策検討ワーキング（WG）」を立ち上げ、気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策（例えば、熱中症特別警戒情報の周知や暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定）について関係部局と検討を行う予定である。

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議（各局局長級）

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議幹事会（各局企画課長）

気候変動適応WG（課長級）

環境局（局企画課、◎脱炭素戦略推進室、◎環境総合研究所【気候変動情報センター】）

総務企画局（危機管理本部）

◎：事務局

健康福祉局（保健医療政策部（健康増進担当、感染症対策担当、地域医療担当））

建設緑政局（局企画課、みどり・多摩川協働推進課、道路整備課、施設維持課、河川課）

7区役所（区企画課）

上下水道局（経営戦略・危機管理室）

消防局（救急課）

教育委員会事務局（教育政策室）

【参考４】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anken/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

各県立学校長 様

学校安全課長

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外から依頼がありましたので送付します。

つきましては、貴職下児童生徒及び教職員に周知していただき、別添の【チェックリスト】等を効果的に活用し熱中症防止に適切に対応するとともに、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

今年は全国的に平年より気温の高い日が続いており、この先も続く見込みです。特に下記の点について御留意の上、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いします。

記

- 休業日明け等の体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- 域内の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数（WBGT）等を測定して把握し、適切な熱中症予防を行うことにも十分留意すること。
- 熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AED の使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- 運動等を行った後には、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンする等体調を整えたいうえでその後の活動等を行うこと。
- 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えな

いようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、③活動の際には水筒を置くようにすること。

(参考)

・熱中症予防情報サイト（環境省） <https://www.wbgt.env.go.jp/>

・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

・熱中症を防ごう（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

・こども安全メール from 消費者庁「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！」（2023年8月25日配信）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230825/

学校安全課学校安全担当

担当：川上

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており、この先も気温の高い日が続く見込みです。特に休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があります、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられますので、このことにも十分御留意のうえ、引き続き熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
高等専門学校を置く各公立大学法人担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
スポーツ庁政策課企画調整室
スポーツ庁地域スポーツ課

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており（参考1）、この先も、全国的に平年よりも気温は高くなる見込み（参考2）となっています。

7月～8月にかけては休業日を設定している学校も多いと思いますが、休業日明けの時期は、子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあり、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、学校教育活動等の実施に当たっては、実施体制や指導内容等に一層の注意が必要です。

ついては、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を改めて周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に御対応いただきますようお願いいたします。また、熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注意喚起資料（消費者庁作成）を別添1にお送りしますので併せて御確認願います。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添2のチェックリスト（令和6年4月に送付したものと同一）を効果的に周知・活用いただくなど、各学校の設置者等においては各学校における対応に配慮のうえ御対応いただけますと幸いです。

記

※ 以下、6教参学第5号（令和6年4月30日）からの追記・更新点や、休業日明けの時期等に特に御留意いただきたい点に下線を付けています。

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 休業日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課

程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。

- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々に慣らししていくこと）も有効であることから、暑さに慣れるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。（暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照）
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。（暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照）
- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など、場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 感染症の流行時における児童生徒等のマスクの着用に当たっても、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添4）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（予測値が33に達する場合）に発表）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（予測値が35に達する場合）に発表）の発表状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険

度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことを伝えること
- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、活動中に不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、③活動の際には水筒を置くようにすること（詳細は別添1のとおり）
- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いいたします。

4. 休業日等の取り扱いについて

休業日等については、別添5の関連規定を踏まえ、次の（1）及び（2）を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- （1）各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時

休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の資料も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和 6 年 4 月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和 3 年 5 月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」と言う。）」を作成しています。

今年 4 月には、当初版の手引きを作成してから約 3 年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料（令和 6 年 4 月追補版）を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添 2）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○文部科学省・スポーツ庁

- ・熱中症・水難事故防止関連情報

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>

- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

- ・スポーツにおける熱中症 対策&予防編(室伏長官による熱中症対策の解説動画)

https://www.youtube.com/watch?v=2i_8TSuteY0

- ・スポーツにおける熱中症 対策&対処法編(室伏長官による熱中症対処法の解説動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=c8IVgIjC22k>

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」(令和4年3月改訂)

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防(学校等での事故防止対策集)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

○消費者庁

- ・こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!」(2023年8月25日配信)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230825/

【担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!」(2023年8月25日配信)

残暑が厳しく、まだまだ水分補給が欠かせない時期が続いています。出掛ける際、こどもが水筒を持ち歩く機会も多いと思いますが、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生しています。



消費者庁・国民生活センターには、水筒を持ち歩くこどもの転倒事故についての情報が、医療機関(※1)から寄せられています。

- 「水筒(1 リットルの容器)を斜め掛けにして歩いていたところ坂道で転倒し、地面と水筒に挟まれる形で腹部を強打した。脾臓傷のため集中治療室に入院し、保存加療で10日後に退院した。」(9歳)(※1)
- 「通学中に友人と追いかっこをしていたところ転倒し、斜め掛けしていた水筒が腹部の右側に当たった。痛みと嘔吐があり救急搬送され、小腸破裂、汎発性腹膜炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院した。」(10歳)(※1)
- 「登校中、走っていたところ硬い土の場所でつまずいて転倒した。その際、首から提げていた水筒が、地面とお腹の間に挟まり、腹部を強打した。内臓損傷により、脾臓50%程度及び脾臓を摘出した。」(7歳)(※2)

こどもは転倒しやすい、転倒した際に反射的に手をつくといった動作が取りにくい等の特徴があります。また、こどもは腹部臓器の占める割合が大きい、お腹周りの筋肉が弱い等の理由から、腹部に外から力が加わった場合に内臓損傷が起こりやすいとされています(※2)。

よって、水筒を首や肩から掛けていると、転倒した際、上記事例のように水筒が腹部に当たる可能性があるため危険です。

このほか、水筒のひもが首や腕に絡まったり、遊具等に引っかかったりすることにも注意が必要です。

こどもに水筒を持ち歩かせるときは、以下のポイントに注意しましょう。

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう

熱中症予防に役立つ水分補給の道具に思わぬ危険が潜んでいます。転んだときの危険性について日頃からこどもに教えておくことが大切です。

- ※1: 消費者庁は(独)国民生活センターと共同で、平成22年12月より、医療機関(令和5年8月現在で32機関が参画)から事故情報の提供を受けています(医療機関ネットワーク事業)。
 - ※2: (公社)日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報)「No.059 水筒による脾外傷」(PDF)
- (過去の関連メール) Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!

(消費者庁提供資料)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
「学校における熱中症対策チェックリスト」

（１）日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AED の使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用にあたっては熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする (重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況によりAEDの使用も視野に入れる)
☐	活動(運動)の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



スポーツ庁

- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。

【暑熱順化】気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することも必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ
活動中の
熱中症予
防ガイド
ブック

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。

【法的責任】事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円を賠償。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践 ―スポーツ事故の防止と法的責任―
（公益財団法人日本スポーツ協会）



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
電話：03-5253-4111

暑さ指数に応じた活動実施の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安 ^(※1)	日常生活における注意事項 ^(※1)	熱中症予防運動指針 ^(※2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり過労、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きより抜粋)

※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

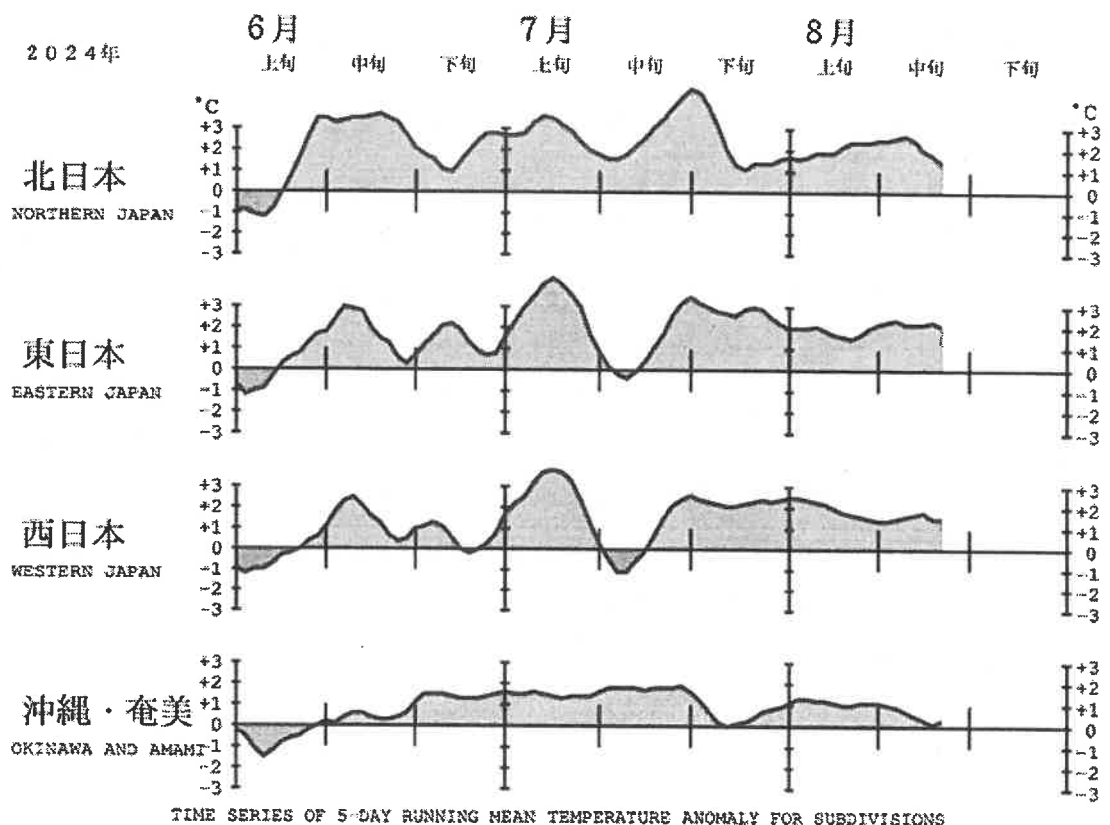
三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

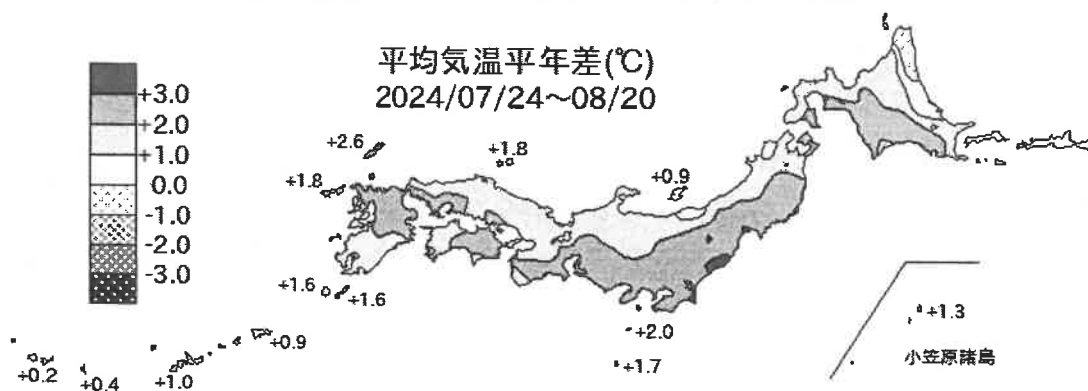
前3か月間（8月20日まで）の地域平均気温平年差の経過



地域平均気温平年差の5日移動平均時系列

更新日：2024年8月21日

前4週間（8月20日まで）の気温の平年差



（気象庁提供資料）

参考 2

向こう 3 か月（9～11 月）の天候の見通し（8/20 気象庁発表）

		平均気温（3 か月）
北日本	日本海側	低20 並30 高50% 高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低10 並30 高60% 高い見込み
数値は予想される出現確率（%） です		平均気温（3 か月） 北日本 東日本 西日本 沖縄・奄美 低い確率 50 40 40 50 高い確率 (%) 以上 年平均も40% 以上 (%)

（気象庁提供資料）

平成30(2018)年7月25日

各県立学校長 様

学校安全課長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴職下職員へ周知するとともに、「学校危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）等を参考にしながら、各学校における雷への対応に関する危機管理マニュアルについて確認するなど、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるよう願います。

（参考）

気象庁「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1>



学校安全課学校安全担当

担当：神宮司

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956



30 初健食第 15 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(印影)

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事实施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況（別添参照）にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年 2 月初版）及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月改訂）等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策 Q & A－改訂版」（平成 13 年 5 月 1 日発行））によれば、厚い

黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1><https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いいたします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」
（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」
（平成21年3月 文部科学省）
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」
（平成22年3月 文部科学省）
- 「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線 2917)

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26 年度給付]

○被災生徒：高等学校 2 年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約 20 分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED 等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター) より

[18 年度給付]

○被災生徒：高等学校 2 年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター) より

[15 年度給付]

○被災児童：小学校 4 年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中（徒歩）〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後 2 時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は 1 人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点（平成 16 年版）」に掲載

学安第 553-1 号
令和 6 (2024) 年 12 月 20 日

各県立学校長 様

教育長

冬山登山の事故防止について (通知)

このことについて、別添のとおり令和 6 年 12 月 13 日付け 6 ス庁第 1467 号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

冬山登山については、本県においては従来から禁止としており、スポーツ庁が教育的観点から実施の可否を各都道府県の判断に委ねている雪上活動についても、「登山計画作成のためのガイドライン (以下「ガイドライン」という。)」において禁止としていますので、遵守してください。

なお、冬季においても積雪期の状態にない山での登山 (以下「冬季における登山」という。) は実施を認めていますが、実施可能な山及び山行ルートはガイドラインに基づき別途定めていますので注意してください。また、冬季における登山を実施する場合でも、ガイドライン及び県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、生徒の健康管理に十分留意するなど、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

担当 齋藤

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第 12 条 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公 益 社 団 法 人 日 本 山 岳 ・
スポーツクライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
寺 門 成 真

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山における遭難事故は依然として多く発生しております。さらに、登山する山が火山の場合には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所がありますので、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事故事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めておりますが、貴職におかれても、別添 1「冬山登山の警告文」及び別添 2「冬山登山の事故防止について」（平成 29 年 12 月 1 日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知されるとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第 1 学年から第 3 学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、別添 2 のとおり、原則として行わないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、引き続き適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）並びに域内の指定都市を除く市区町村に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知をお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知されるとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力をお願いします。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：連携推進係 黒田・富澤

電話：03-5253-4111（内線3939/2685）

アドレス：kensport@mext.go.jp

【運動部活動に関すること】

スポーツ庁地域スポーツ課

担当：学校運動部活動係 行武・内山

電話：03-5253-4111（内線3953）

アドレス：tiikisport@mext.go.jp

冬山登山の警告文

冬山の三大リスクに備えましょう**「吹雪（ふぶき）」「滑落（かつらく）」「雪崩（なだれ）」に注意**

令和6年12月 山岳遭難対策中央協議会

近年ではバックカントリースキーやアイスクライミング、スノーシューハイク等、冬山の楽しみ方も増え、四季を通して山は賑わいを見せるようになりました。

その一方で、毎年冬山では悲しい遭難事故が起こっています。冬山登山はレジャーの延長線上にはありません。冬山に潜むリスクを認識して、そのリスクを回避する方法を身に付けた上で入山してください。

「吹雪」：視界を奪い方向感覚を狂わせるだけでなく体力や気力も奪います。

「滑落」：固く凍った雪の斜面で一度滑り出すと簡単に止まりません。

「雪崩」：簡単に人を飲み込み押し流してしまいます。

雪に覆われた厳しい冬山で安全に登山を楽しむために、次のことに留意してください。

○吹雪から身を守る装備を持ちましょう

寒冷に耐えることができるウェアを着用し、ツェルトや火器等のビバーク装備も携行しましょう。視界不良時には地形図、コンパス、GPSが頼りになります。スマートフォン用の登山地図アプリも現在地を知るためには有効です。また、引き返すことを想定し旗竿やカラーテープ等で目印を付けながら歩くことも大事です。

○ちょっとした転倒が大きな滑落事故につながります

急斜面では転倒した次の瞬間にはどんどん加速して、止めることができないスピードになってしまいます。歩行に少しでも不安がある場所ではロープを使用しましょう。

○雪崩を警戒しましょう

雪の斜面では常に雪崩を警戒しましょう。豊富な知識と経験があっても雪崩を完全に予測することは困難です。

装備を揃えて使い方をマスターするだけでなく、入山する山域の積雪・雪崩情報等を事前に調べ、また現地の積雪を観察し、地形を読んで、慎重に行動しましょう。たとえ好天時でも油断しないで冬山に入ってください。



* 高校生等の冬山登山は原則禁止です。詳細は、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日/高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）」をご覧ください。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁
 (独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会
 (公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

山岳遭難が多発しています!!

もう一度点検 計画と対応力

冬の自然は厳しく、急変します。冬山経験豊富な信頼できるリーダーと、事故に対応できる力を持ったパーティーであることが必要です。

- 1 登山届はパーティー全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 入山前、入山中の気象情報を確認していますか。(携帯電話、ラジオ等)
- 3 エスケープルート(万一の時の逃げ道)は考えていますか。
- 4 応急処置のための知識と医薬品・器具は整えましたか。
- 5 雪崩に対する知識・心構えと装備は整えましたか。(雪崩ビーコン、ゾンデ棒、シャベルなど)
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。(無線機、携帯電話などの予備バッテリーも忘れずに!)
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 事故多発! 登山予定の山で発生した過去の事故を確認しましたか。
- 9 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

登山届はあなたを守る命綱です。

【登山届の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 遭難事故の発生を警察、消防が認知した段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、搜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 搜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

【提出先】

- 知事等(登山届の提出が条例で義務化されている場合)
- 山域を管轄する警察本部または警察署など
(インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。)
- 家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- インターネットの登山計画サイト(山と自然ネットワーク「コンパス」など)



(コンパス)

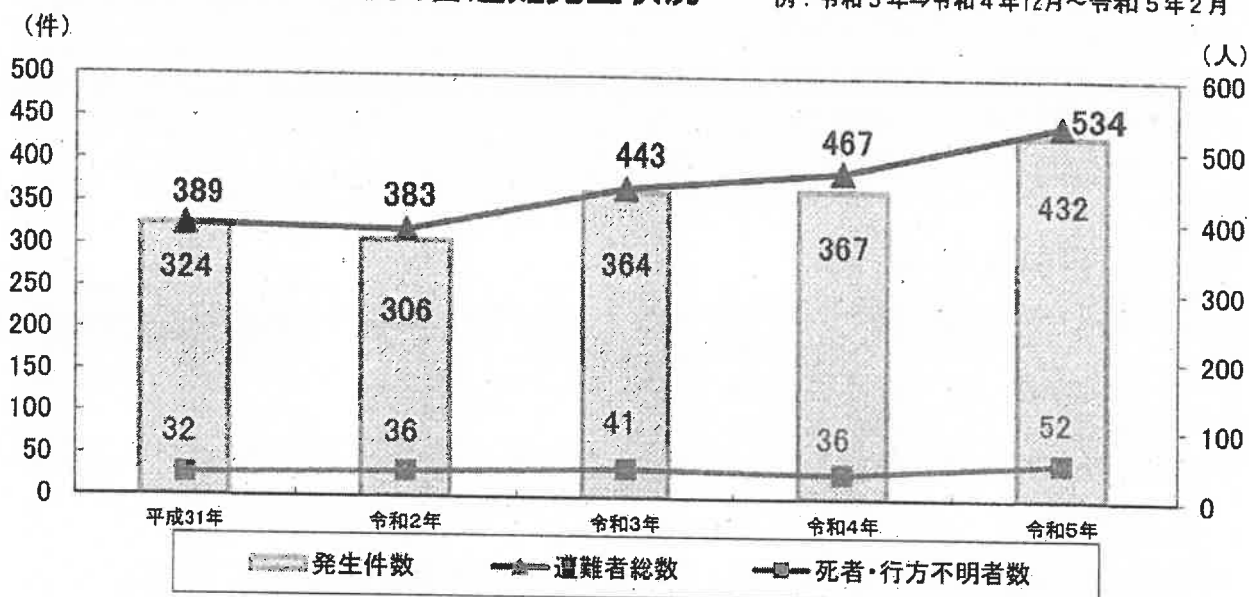
これまでも登山届を提出したことにより、早期に救助できたという事例が数多くあります。登山届を提出するということは、あなたを守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山届の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

冬山における山岳遭難発生概要

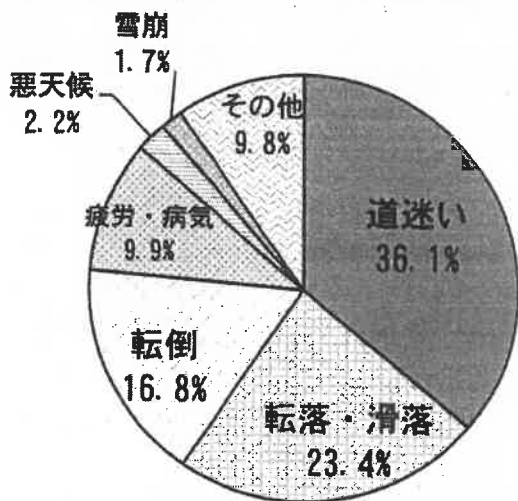
過去5年間にける山岳遭難発生状況

※令和5年の数値は暫定値

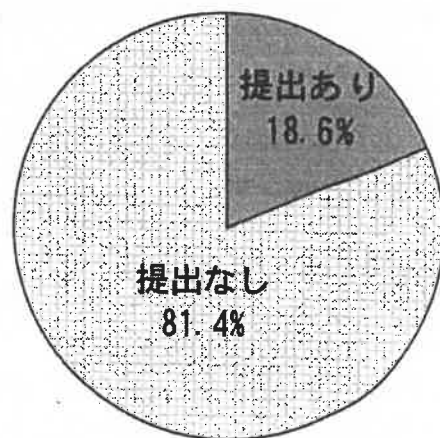
※この頁における「冬山」とは、12月～2月をいう。
例：令和5年⇒令和4年12月～令和5年2月



【過去5年間の遭難態様の状況】



【過去5年間に遭難したパーティーの登山計画書提出状況】



道迷い、転落・滑落、転倒に注意しましょう！

◎ バックカントリースキーによる遭難に注意！

毎年、スキー場の警告表示等に従わずコースを外れたスキーヤーやスノーボーダーが、スキー場管理地以外の雪山において遭難するケースが発生しています。コースの外は安全管理されていません。スキー場を利用する際はスキー場のルールに従ってください。また、自然の雪山を滑るバックカントリースキーは、冬山登山と同様の知識・技能・装備が必要です。安易な行動は厳に慎んでください。

最新の気象状況把握が冬山登山の命綱

～大雪、雪崩、急激な気象変化などに細心の注意を～

冬山の天気は、平地とは比較にならないほど急激に変化し、悪天が数日継続することもある場合があります。特に低気圧が通過し、その後、強い冬型の気圧配置になる場合、暴風や吹雪、短時間での大雪、雪崩、急激な気温低下により命を奪われるような遭難につながるおそれがあります。**登山の数日前から、最新の気象情報で今後の天気や雪の状況、火山の状況などを確認し、ゆとりある計画を立てることが必要です。また、登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要です。**

気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめているので、御利用ください。

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/plan/weather/>

□気象庁ホームページ

警報・注意報、キキル（危険度分布）、今後の雪、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。警報が発表された場合等に通知が届くサービスも民間事業者から提供されていますのでご活用ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ame_push.html

□国土交通省防災情報提供センターホームページ

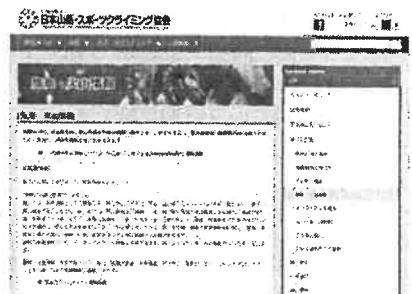
国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

□民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。

(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)



気象庁ホームページ



プッシュ型通知サービスについて



防災情報提供センター
携帯端末向けホームページ (Top)

火山情報にも注意

気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」(下記URL)を公開しています。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」は、ラジオやテレビのほか、民間事業者が提供する携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。噴火速報の説明や民間事業者のサービスについては「噴火速報について」(下記URL)をご覧ください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/funkasokuho/funkasokuho_toha.html

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

登山前には、気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を確認し、十分注意して登山してください。



火山登山者向けの
情報提供ページ



噴火速報について

主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳	気 象 情 報		山 岳 道 路 等 に 関 する 情 報		
主な山域の 情報	各地域の気象情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 電話番号：平日8時30分～17時15分(カウチ内は24時間自動応答) 気象庁ホームページ： https://www.jma.go.jp/jma/menu/areas.html		警察庁生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141	山岳道路の状況 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/sounan.html
					ホームページアドレス
北海道全山域	札幌管区気象台	011-611-0170 ※1	北海道警察本部 地域企画課	011-251-0110	安全登山情報 http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiki/sangaku/sangaku-top.html
利尻 岳	稚内地方気象台	0162-23-2678 (0162-22-0109)	北海道警察 旭川方面本部地域課	0166-35-0110	安全登山情報 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/saishawachoku/kakuka/400_chiki/401_sozentozan.html
大雪山系 十勝 岳	旭川地方気象台	0166-32-7102※1 (0166-32-6413)			
八甲田山系	青森地方気象台	017-741-7411 (017-741-7450)	青森県警察本部 地域課	017-723-4211	山岳道路 https://www.police.pref.aomori.jp/asianbu/chiki/sangakusounansuinsanetural.html
八 幡 平	盛岡地方気象台	019-622-7868 (019-652-2750)	岩手県警察本部 地域課	019-653-0110	登山を楽しむ安全に～山岳道路防止～ https://www.pref.iwate.lg.jp/kenkei/oshirase/sakatsuanzen/3000008.html
	秋田地方気象台	019-823-8291 ※2 (019-824-0508)	秋田県警察本部 地域課	018-863-1111	安全登山情報 https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/news/tozan-todoke
鳥 海 山 系	山形地方気象台	023-622-2262 (023-634-0009)	山形県警察本部 地域課	023-626-0110	登山はあなたの命綱 https://www.pref.yamagata.lg.jp/800020/kenkei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html
	秋田地方気象台	019-823-8291 ※2 (019-824-0508)	秋田県警察本部 地域課	018-863-1111	安全登山情報 https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/news/tozan-todoke
蔵 王 山 系	仙台管区気象台	022-297-8104 ※1 (022-293-9220)	宮城県警察本部 地域課	022-221-7171	山岳情報 https://www.police.pref.miyagi.jp/tiki/sangaku/souhpu/indexsangaku/souhpu.html
	山形地方気象台	023-622-2262 (023-634-0009)	山形県警察本部 地域課	023-626-0110	登山はあなたの命綱 https://www.pref.yamagata.lg.jp/800020/kenkei/police/procedures/tozan/tozan-todoke.html
飯 豊 連 峰	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	新潟県警察本部 地域課	025-285-0110	新潟県登山情報 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/police/sangaku/sangaku-top.html
	福島地方気象台	024-525-5223	福島県警察本部 地域企画課	024-522-2151	山岳関係 http://www.police.pref.fukushima.lg.jp/07_anzen/-sangaku/-sounan/sangaku-top.html
巻 機 山 連 峰 苗 場 山	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	新潟県警察本部 地域課	025-285-0110	新潟県登山情報 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/police/sangaku/sangaku-top.html
	前橋地方気象台	027-896-1536 (027-223-2280)			
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)			
谷 川 岳 草 津 白 根 山	新潟地方気象台	025-281-5871 ※2 (025-281-5863)	群馬県警察本部 地域課	027-243-0110	山岳情報 https://www.police.pref.gunma.lg.jp/list283-1466.html
	前橋地方気象台	027-896-1536 (027-223-2280)			
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)			
丹 沢 山 系	横浜地方気象台	045-821-1991 (045-823-5899)	神奈川県警察本部 地域総務課	045-211-1212	登山を楽しむ安全に https://www.police.pref.kanagawa.lg.jp/kurashi/umi_vama_iko/meng0004.html
奥 秩 父 山 系	東京管区気象台	03-3434-9085 ※1 (03-3434-9026)			
	熊谷地方気象台	048-521-0058 (048-526-8415)	埼玉県警察本部 地域総務課	048-832-0110	山岳情報 https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/sangaku-sounan/index.html
	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警察本部 地域課	055-221-0110	山岳情報 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611 直通	山岳情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html
	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警察本部 地域課	055-221-0110	山岳情報 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html
富 士 山	静岡地方気象台	054-286-3411 (054-287-4093)	静岡県警察本部 地域課	054-271-0110	山岳情報 http://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/kurashi/umiyama/sangaku/index.html
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611 直通	山岳情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html
南 アル プ ス	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警察本部 地域課	055-221-0110	山岳情報 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html
	静岡地方気象台	054-286-3411 (054-287-4093)	静岡県警察本部 地域課	054-271-0110	山岳情報 http://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/kurashi/umiyama/sangaku/index.html
中 央 アル プ ス	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611 直通	山岳情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html
	岐阜地方気象台	058-271-4109 (058-271-4203)	岐阜県警察本部 地域課	058-271-2424	山岳情報 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html
ハ ヱ 岳	甲府地方気象台	055-222-3634 (055-222-4177)	山梨県警察本部 地域課	055-221-0110	山岳情報 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html
	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611 直通	山岳情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html
北 アル プ ス	長野地方気象台	026-232-2034 (026-232-2037)	長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611 直通	山岳情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html
	富山地方気象台	076-432-2311 (076-432-2314)	富山県警察本部 山岳安全課	076-441-2211	山岳情報登山 https://police.pref.toyama.lg.jp/anzen/sangaku/souhpu/index.html
	岐阜地方気象台	058-271-4109 (058-271-4203)	岐阜県警察本部 地域課	058-271-2424	山岳情報 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/4157.html
大 峰 山 系 大 台 山 系	奈良地方気象台	0742-22-2555 (0742-27-7329)	奈良県警察本部 地域課	0742-23-0110	山岳道路対策 http://www.police.pref.nara.lg.jp/0000000911.html
大 山	鳥取地方気象台	0857-29-1312 (0857-29-4195)	鳥取県警察本部 地域課	0857-23-0110	大山登山情報 http://www.pref.tottori.lg.jp/policedaisen/
剣 山 系	徳島地方気象台	088-622-3857 (088-656-9549)	徳島県警察本部 地域課	088-622-3101	安全で楽しい登山のために https://www.police.pref.tokushima.lg.jp/04anzen/p15360/index.html
			高知県警察本部 地域課	088-826-0110	安全登山のために https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seien/chiki/tozan-top.html
石 鎚 山 系	松山地方気象台	089-841-0012 (089-847-8249)	愛媛県警察本部 地域課	089-934-0110	登山者の皆様へ https://www.police.pref.ehime.lg.jp/chiki/tozan.htm
	高知地方気象台	088-822-8883 (088-824-4553)	高知県警察本部 地域課	088-826-0110	安全登山のために https://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seien/chiki/tozan-top.html
琴 振 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台	0952-32-7027 (0952-32-8080)	佐賀県警察本部 地域課	0952-24-1111	登山計画書の作成 https://www.police.pref.saga.lg.jp/kurashi/machizukuri/3538.html#1
霧 島 山 系 久 島 山 系	鹿児島地方気象台	099-250-9913 (099-206-3960)	鹿児島県警察本部 地域課	099-206-0110	山岳情報 https://www.pref.kagoshima.lg.jp/10/police/shinrei/songota/sangaku.html

※1: 平日9時00分～17時00分
※2: 平日8時30分～17時00分

冬山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。山岳保険へ加入しましょう！
(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品名	品名	品名
○ズボン	○行動食・非常食	△シュラフ(スリーピングバッグ)
○シャツ	○保温ボトル(魔法瓶)・水筒	△シュラフカバー
○アンダーウェア上下	○携帯トイレ	△マット
○靴下(ソックス)・予備靴下	○ロールペーパー	△装備整理袋
○登山靴	○タオル・手拭	△テント一式
○帽子・防寒帽(目出帽)	○ポリ袋	△ランタン
○手袋(グローブ)・予備手袋	○ヘッドランプ	△標識布・竹竿
○防寒衣(フリース・ダウン)	○ラジオ	△ロープ
○防水透湿オーバージャケット	○予備バッテリー	△ハーネス
○防水透湿オーバーパンツ	○修理用具一式	△カラビナ
○オーバークラブ	○ナイフ	△スリング各種
○ロングスパッツ	○コップ・炊事用具	△ヘルメット
○ルックザック	○食器類	△各種登攀用具
○ゴーグル・サングラス	○コンロ(バーナー)	△使い捨てカイロ
○時計	○燃料・予備燃料	△GPS
○スマートフォン(予備バッテリー)	○ライター・マッチ	△カメラ
○筆記用具	○ホイッスル	△トランシーバー(予備電池)
○1/25000地形図	○ピッケル	△天気図用紙
○ルート図	○アイゼン	△ローソク
○登山計画書	○輪かんじき・スノーシュー	△伸縮式ストック
○高度計	○スノーシャベル	△サブザック
○コンパス	○雪崩ビーコン	△チェーンスパイク
○身分証明書	○携帯ゾンデ棒(グローブ)	△スノーソー
○健康保険証	○ツェルト	
○緊急連絡票		
○レスキューシート		
○ファーストエイドキット		

※この装備リストは冬山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

忘れない 安全準備と山への感謝

登山届

目的の山域及び山名					
日程	年 月 日 時 _{ころ} ~ 年 月 日 時 _{ころ}				
行程等	登山口				
	経由地・ルート名 宿泊地				
	下山口				
氏名等	氏名 _____ 年齢 _____ 歳 ☐ 男 ☐ 女 携帯電話番号 _____ 登山口までの交通手段 ☐ 自家用車 車両番号 : _____ ☐ 公共交通機関 (電車 ・ バス ・ タクシー)				
緊急 連絡先	続柄 ☐ 家族 ☐ 友人 ☐ その他 (_____) 氏名 : _____ 電話番号 : _____				
同行者	☐ 有 (_____ 人) / ☐ 無 (単独)				
	No	氏名	年齢	性別	携帯電話番号
	1		歳	男・女	
	2		歳	男・女	
	※3人以上の場合は裏面に記載のこと。				
「もしも」のための備え～道迷い、救助、ビバーク					
アプリ その他	●登山アプリ ☐ ヤマレコ (ID: _____) ☐ YAMAP (ID: _____) ☐ ジオグラフィカ (ID: _____) ☐ コンパス (ID: _____) ●ココヘリ ☐ 加入済み (ID: _____)				
装備品	☐ レインウェア ☐ ヘッドランプ ☐ ツェルト ☐ 防寒着 ☐ 断熱マット ☐ 無線機 ☐ 携帯電話 ☐ モバイルバッテリー				
豆知識	迷ったら、来た道に戻る 救助要請は早めに (110番/119番) ショートメールの方が、音声通話より繋がる可能性大				

両面印刷ではない場合のみ本欄も記載	
目的の山域及び山名	
日 程	年 月 日 ~ 年 月 日
代表者氏名	

同行者	同行者追加				
	No	氏名	年齢	性別	携帯電話番号
	3		歳	男・女	
	4		歳	男・女	
	5		歳	男・女	
	6		歳	男・女	
	7		歳	男・女	
	8		歳	男・女	
	9		歳	男・女	
	10		歳	男・女	

- 提出先 ○知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
 ○山域を管轄する警察本部または警察署等（インターネットで申請ができる警察本部等もあります。）
 ○家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校等
 ○山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポスト等
 ○インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」等）



注意 登山計画書（届）を提出したところには、必要に応じて下山の報告をすること
 条例に基づく登山届出（提出義務があります）は所定の届出先に提出すること

※ 登山計画書（届）の記入例については、（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会の
 ホームページをご確認ください

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/plan/>



※ インターネットによる登山届もご利用ください。

<https://www.mt-compass.com/>

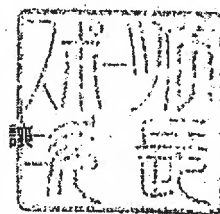




29ス庁第459号
平成29年12月1日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミシング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

記

1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*)を除く。

(*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

【実施するために必要な条件等】

①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせず、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）

健体第114号

令和5（2023）年4月1日

各県立学校長 様

健康体育課長

登山アドバイザー派遣事業実施要綱及び実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、登山アドバイザー派遣事業実施要綱及び実施要領（令和4（2022）年8月17日適用）の一部を改正し、令和5（2023）年4月1日から施行することとしましたので、所属教職員に対し周知いただき、本事業を御活用ください。

体力向上・部活動改革担当
TEL 028(623)3415 FAX 028(623)3574

登山アドバイザー派遣事業実施要綱

健康体育課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立学校が実施する登山活動に、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を派遣し、アドバイザー派遣に係る経費（謝金）を健康体育課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 安全登山の実施に向け、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行においての留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ1、コーチ2、コーチ3又はコーチ4の資格保持者
- (2) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則して1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 健康体育課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を払い込むための事務手続きを行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要項」に定める。

附 則 (平成30(2018)年5月31日付けスポ振第113号スポーツ振興課長通知)
この要項は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

附 則 (平成31(2019)年4月1日付けスポ振第18号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

附 則 (令和2(2020)年3月31日付けスポ振第803号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、令和2(2020)年3月31日から施行する。

附 則 (令和4(2022)年8月17日付けスポ振第490号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、令和4(2022)年8月17日から施行する。

附 則 (令和5(2023)年4月1日付け健体第114号健康体育課長通知)
改正後の要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

スポ振第991号
令和5(2023)年2月20日

各県立学校長 様

教育長

「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲」の改訂について

この度、「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲」(令和4(2022)年8月17日通知)を改訂いたしました。

つきましては、関係教職員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、次年度から各学校で計画する登山計画は、今回通知した「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲(令和5年2月改訂)」を参照し、作成していただくようお願いいたします。

スポーツ振興課 生涯スポーツ担当 TEL 028-623-3416 FAX 028-623-3411 学校安全課 学校安全担当 TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956
--

- 1 この表は各県立学校が登山活動を計画する際、登山活動ができる山の範囲の確認及び生徒の力量にあった山岳・コースの選定を検討するための参考資料とする。
- 2 登山は技術的難易度A～Cの山とし、難易度DとEに該当する山岳・コースへの登山は行わない。表にない山岳・ルートを申請することは可能であるが、登山計画審査会において審査する。
- 3 山行地は、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適したものを選定することが重要であり、特に安全面には十分配慮して選定する。
- 4 山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決定する。表にある山岳・ルートは登山計画審査会の審査を免除するものではない。
- 5 この表は随時更新していくものとする。
- 6 この表は栃木県山岳遭難防止対策協議会作成の栃木県山のグレーディング（令和4年9月改訂）及び他県が作成した山のグレーディングを引用し、栃木県教育委員会が独自に作成したものである。

【留意事項】
① この表は、観測量・天気良好の条件のもと、ルート両側の地形的特徴について体力度と観測度を評価したものである。実際の登山体力度、観測度以外に悪天候、悪雪、体弱、その他偶発的な要因による様々なリスクがあるため、それらにも配慮した計画を立てることが必要である。
② 気象や地質などの影響により登山道が閉鎖することがあるのに注意する。
③ この表に記載した山岳は、ルートは比較的登山者が多いものから選定したもので、必ずしも登山を推奨する山岳・ルートではない。整備・維持管理されていない場合がある。またルートの通行や山頂への到着を希望するものではない。

山のグレーディング地域別一覧（無積雪・天候良好時）

地域名	山名	ルート	歩行時間 (分)	延長 (km)	最高標高 (m)	最低標高 (m)	ルート定数
山頂	御日岳	神の宮神社駐車場→神の宮神社→御日岳 (往復)	2	B	神の宮神社駐車場 1,462 御日岳 1,896	神の宮神社駐車場 1,462	3.1 5.1 0.47 0.47 12.0
	大倉山	神の宮神社駐車場→三ノ井山→大倉山 (往復)	6	B	神の宮神社駐車場 1,462 大倉山 1,880	神の宮神社駐車場 1,462	11.8 20.3 1.62 1.46 44.1
	黒山	神の宮神社駐車場→黒山→黒山 (往復)	3	A	神の宮神社駐車場 1,462 黒山 1,754	神の宮神社駐車場 1,462	7.3 8.7 0.93 0.93 26.6
	黒山	神の宮神社駐車場→黒山→黒山 (往復)	2	A	神の宮神社駐車場 1,462 黒山 1,754	神の宮神社駐車場 1,462	3.3 7.3 0.55 0.55 14.0
	三本槍	神の宮神社駐車場→三本槍→三本槍 (往復)	3	B	神の宮神社駐車場 1,462 三本槍 1,917	神の宮神社駐車場 1,462	6 11.4 0.96 0.96 24.3
	三本槍	神の宮神社駐車場→三本槍→三本槍 (往復)	2	B	神の宮神社駐車場 1,462 三本槍 1,917	神の宮神社駐車場 1,462	5 9.1 0.76 0.76 18.7
	黒山	神の宮神社駐車場→黒山→黒山 (往復)	2	A	神の宮神社駐車場 1,462 黒山 1,754	神の宮神社駐車場 1,462	4.1 5.6 0.7 0.7 16.4
	黒山	神の宮神社駐車場→黒山→黒山 (往復)	2	A	神の宮神社駐車場 1,462 黒山 1,754	神の宮神社駐車場 1,462	4.1 5.6 0.68 0.68 16.4
	【南】 黒山	神の宮神社駐車場→黒山→黒山 (往復)	3	A	神の宮神社駐車場 1,462 黒山 1,754	神の宮神社駐車場 1,462	5.1 8.1 1.06 1.06 26.3
	赤日岳	山頂→赤日岳 (往復)	1	A	山頂 1,688 赤日岳 1,915	山頂 1,688	1.3 1.9 0.23 0.23 5.1
	赤日岳	神の宮神社駐車場→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	神の宮神社駐車場 1,462 赤日岳 1,915	神の宮神社駐車場 1,462	2.8 5 0.46 0.46 11.8
	黒山	黒山→黒山→黒山 (往復)	1	A	黒山 322 黒山 664	黒山 322	2.4 3.5 0.38 0.38 9.3
	【南】 黒山	うづみ山→黒山→黒山 (往復)	2	A	うづみ山 682 黒山 682	うづみ山 682	3.3 7.4 0.51 0.51 13.8
	日置山	小山→日置山→日置山 (往復)	4	A	小山 670 日置山 1,848	小山 670	6.8 13.1 1.39 1.39 30.9
	黒山	黒山→黒山→黒山 (往復)	1	A	黒山 967 黒山 1,184	黒山 967	2.8 4.6 0.37 0.37 9.6
	黒山	黒山→黒山→黒山 (往復)	2	A	黒山 1,015 黒山 1,015	黒山 1,015	3.7 6.3 0.67 0.67 15.0
	【南】 ミツメ山	黒山→ミツメ山→ミツメ山 (往復)	2	A	黒山 682 ミツメ山 1,248	黒山 682	3.3 7.5 0.62 0.62 14.7
	黒山	黒山→黒山→黒山 (往復)	1	A	黒山 1,688 黒山 1,788	黒山 1,688	2.3 5.7 0.33 0.33 8.3
	【南】 黒山	黒山→黒山→黒山 (往復)	2	A	黒山 1,272 黒山 1,788	黒山 1,272	5.3 9.7 0.7 0.7 18.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	A	赤日岳 1,182 赤日岳 1,182	赤日岳 1,182	4.7 11.8 0.88 0.88 21.7
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	1	A	赤日岳 1,282 赤日岳 1,282	赤日岳 1,282	2.3 4.8 0.41 0.41 9.6
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,222 赤日岳 1,222	赤日岳 1,222	3.8 4.8 0.54 0.54 14.0
山頂	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	B	赤日岳 1,338 赤日岳 2,010	赤日岳 1,338	3.8 5.2 0.68 0.68 18.0
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	B	赤日岳 1,338 赤日岳 2,376	赤日岳 1,338	9.8 20.8 1.3 1.3 32.1
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,338 赤日岳 1,338	赤日岳 1,338	4.3 8.3 0.83 0.83 18.8
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	1	B	赤日岳 1,338 赤日岳 1,338	赤日岳 1,338	2 3.8 0.33 0.33 8.1
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,124 赤日岳 1,124	赤日岳 1,124	3.1 4.8 0.56 0.56 12.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	B	赤日岳 1,117 赤日岳 2,141	赤日岳 1,117	9 20 1.27 1.27 25.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	6	B	赤日岳 1,117 赤日岳 2,141	赤日岳 1,117	14.2 30.7 2.13 2.13 57.3
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	B	赤日岳 1,278 赤日岳 1,278	赤日岳 1,278	4.8 8.1 0.76 0.76 19.4
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	C	赤日岳 1,873 赤日岳 1,873	赤日岳 1,873	4 14.4 1.07 1.07 30.1
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,342 赤日岳 683	赤日岳 1,342	3.6 6 0.7 0.7 16.4
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	A	赤日岳 1,271 赤日岳 1,627	赤日岳 1,271	5.2 11.8 0.76 0.76 20.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	B	赤日岳 1,842 赤日岳 2,578	赤日岳 1,842	7.3 10 1.29 1.29 29.8
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	B	赤日岳 1,488 赤日岳 2,578	赤日岳 1,488	8.2 12.4 1.45 1.45 33.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	6	C	赤日岳 1,488 赤日岳 2,413	赤日岳 1,488	12.4 18.7 1.82 1.82 47.7
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,352 赤日岳 1,968	赤日岳 1,352	3.2 8.1 0.55 0.55 14.0
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	B	赤日岳 1,424 赤日岳 2,368	赤日岳 1,424	8.8 12.2 1.33 1.33 33.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	B	赤日岳 1,500 赤日岳 2,368	赤日岳 1,500	6.7 12.7 0.99 0.99 26.3
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	A	赤日岳 1,398 赤日岳 2,368	赤日岳 1,398	8.3 17.9 0.83 0.83 23.7
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	1	A	赤日岳 598 赤日岳 880	赤日岳 598	1.8 3.4 0.29 0.29 7.3
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 572 赤日岳 1,104	赤日岳 572	4.7 7.5 0.66 0.66 17.0
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	B	赤日岳 1,281 赤日岳 2,481	赤日岳 1,281	6.7 8.3 1.25 1.25 27.0
山頂	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,007 赤日岳 1,007	赤日岳 1,007	3.3 7.4 0.51 0.51 13.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	4	B	赤日岳 1,338 赤日岳 2,481	赤日岳 1,338	10.1 13.4 1.38 1.38 38.8
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	5	B	赤日岳 816 赤日岳 2,481	赤日岳 816	11.7 18 1.94 1.94 46.6
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	5	B	赤日岳 1,500 赤日岳 2,481	赤日岳 1,500	10.3 24.8 1.44 1.44 41.3
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	B	赤日岳 1,843 赤日岳 2,333	赤日岳 1,843	7 9.3 0.85 0.85 24.4
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	3	B	赤日岳 1,843 赤日岳 2,333	赤日岳 1,843	7 9.3 0.85 0.85 24.4
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 1,281 赤日岳 1,753	赤日岳 1,281	4.1 10.2 0.81 0.81 19.0
	【南】 赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	1	A	赤日岳 1,338 赤日岳 1,899	赤日岳 1,338	2.1 3.5 0.37 0.37 8.7
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 822 赤日岳 1,899	赤日岳 822	3.6 5.6 0.83 0.83 17.0
	赤日岳	赤日岳→赤日岳→赤日岳 (往復)	2	A	赤日岳 722 赤日岳 1,366	赤日岳 722	4.3 5.2 0.66 0.66 16.4

[illegible]

山のグレーディング地域別一覧（無積雪・天候良好時）

地名	山名	コース	歩行距離	難易度	スタート地点		最高地点		終了地点		歩行時間(分)	標高(m)	累積登り下り高差(m)	累積下り高差(m)	ルート定数
					起点	距離(m)	標高	標高(m)	標高	距離(m)					
黒部	御日岳	峠の茶屋駐車場～峠の茶屋～御日岳（往復）	2	B	峠の茶屋駐車場	1,442	御日岳	1,848	峠の茶屋駐車場	1,442	3.1	5.1	0.47	0.47	12.0
	大黒山	峠の茶屋駐車場～三斗の湯温泉～大黒山（往復）	5	B	峠の茶屋駐車場	1,442	大黒山	1,848	峠の茶屋駐車場	1,442	11.6	20.2	1.62	1.62	44.6
	黒崎山	林道木の駒寺川登山口～黒崎山（往復）	3	A	林道木の駒寺川登山口	884	黒崎山	1,754	林道木の駒寺川登山口	884	7.9	8.7	0.83	0.83	28.6
	黒瀬山	西口登山口駐車場～黒瀬山～黒瀬山（往復）	2	A	西口登山口駐車場	1,284	黒瀬山	1,165	西口登山口駐車場	1,284	3.3	7.6	0.55	0.55	14.0
	三斗湯	北沢登山口～三斗湯～三斗湯（往復）	3	B	北沢登山口	1,917	三斗湯	1,090	北沢登山口	1,917	6	11.4	0.98	0.98	24.3
	三斗湯	峠の茶屋駐車場～三斗湯～三斗湯（往復）	2	B	峠の茶屋駐車場	1,442	三斗湯	1,917	峠の茶屋駐車場	1,442	5	9.1	0.76	0.76	19.7
	黒沢山	登山口～黒沢山（往復）	2	A	登山口	597	黒沢山	1,254	登山口	597	4.1	5.6	0.7	0.7	18.4
	黒内山	林道木の駒寺川登山口～黒内山（往復）	2	A	林道木の駒寺川登山口	738	黒内山	1,414	林道木の駒寺川登山口	738	4.3	5.6	0.68	0.68	16.6
	【黒】 沢田ヶ岳	小沢ヶ岳～大黒山～八斗の湯温泉～沢田ヶ岳～大黒山～八斗の湯温泉～小沢ヶ岳（往復）	3	A	小沢ヶ岳駐車場	1,151	沢田ヶ岳	1,785	小沢ヶ岳駐車場	1,151	5.8	12.3	1.04	1.04	25.3
	黒白岳	山頂～黒白岳（往復）	1	A	山頂	1,688	黒白岳	1,915	山頂	1,688	1.2	1.8	0.23	0.23	5.1
	茶臼岳	峠の茶屋駐車場～峠の茶屋～茶臼岳（往復）	2	A	峠の茶屋駐車場	1,442	茶臼岳	1,915	峠の茶屋駐車場	1,442	2.6	5	0.46	0.46	11.6
	黒岳	黒岳～登山口～黒岳（往復）	1	A	黒岳	322	黒岳	641	黒岳	322	2.4	3.5	0.38	0.38	9.3
	【黒】 黒山	うづつ沢登山口～黒山～黒山～うづつ沢登山口（往復）	2	A	うづつ沢登山口	362	黒山	641	うづつ沢登山口	362	3.3	7.8	0.51	0.51	12.6
	日笠山	小山沢～日笠山～日笠山（往復）	4	A	小山沢	610	日笠山	1,848	小山沢	610	6.8	12.1	1.35	1.35	30.6
	【黒】 富士山	大黒山～富士山～大黒山（往復）	1	A	大黒山	1,848	富士山	1,184	大黒山	1,848	2.6	4.6	0.37	0.37	9.8
	黒山	登山口～黒山～黒山（往復）	2	A	登山口	1,015	黒山	1,015	登山口	1,015	3.1	8.2	0.87	0.87	16.6
	【黒】 ヨツメ山	黒山の麓～ヨツメ山～黒山の麓～ヨツメ山（往復）	2	A	黒山の麓	693	ヨツメ山	1,248	黒山の麓	693	3.3	7.5	0.82	0.82	14.3
	黒山	山頂～黒山～黒山（往復）	1	A	山頂	1,688	黒山	1,785	山頂	1,688	2.3	5.7	0.32	0.32	9.2
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	1,272	黒山	1,784	黒山の麓	1,272	5.3	9.7	0.7	0.7	18.6
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	A	黒山の麓	425	黒山	1,111	黒山の麓	425	4.7	11.6	0.88	0.88	21.3
	黒山	登山口～黒山～黒山（往復）	1	A	登山口	1,097	黒山	1,382	登山口	1,097	2.2	4.6	0.41	0.41	9.6
	黒山	上黒山～黒山～黒山（往復）	2	A	上黒山	610	黒山	1,122	上黒山	610	3.6	4.8	0.54	0.54	14
白川	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	B	黒山の麓	1,338	黒山	2,010	黒山の麓	1,338	3.5	5.2	0.64	0.64	16
	【黒】 大黒山	大黒山～大黒山～大黒山（往復）	4	B	大黒山	1,500	大黒山	2,276	大黒山	1,500	8.6	20.8	1.2	1.2	37.1
	【黒】 大黒山	大黒山～大黒山～大黒山（往復）	2	A	大黒山	747	大黒山	1,338	大黒山	747	4.3	8.3	0.83	0.83	18.6
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	1	B	黒山の麓	1,015	黒山	1,287	黒山の麓	1,015	2	6.3	0.32	0.32	8.1
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	693	黒山	1,124	黒山の麓	693	3.1	4.8	0.64	0.64	12.9
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	B	黒山の麓	1,117	黒山	2,141	黒山の麓	1,117	9	20	1.27	1.27	25.6
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	B	黒山の麓	1,117	黒山	2,163	黒山の麓	1,117	14.3	30.7	2.12	2.12	57.3
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	B	黒山の麓	1,278	黒山	1,976	黒山の麓	1,278	4.9	8.6	0.76	0.76	18.4
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	C	黒山の麓	1,278	黒山	1,976	黒山の麓	1,278	8	14.6	1.07	1.07	30.1
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	683	黒山	1,342	黒山の麓	683	3.6	6	0.7	0.7	15.4
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	A	黒山の麓	1,271	黒山	1,627	黒山の麓	1,271	5.2	11.6	0.76	0.76	20.9
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	B	黒山の麓	1,847	黒山	2,570	黒山の麓	1,847	7.3	16	1.28	1.28	28.4
	【黒】 白黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	B	黒山の麓	1,488	白黒山	2,678	黒山の麓	1,488	8.7	12.4	1.45	1.45	32.8
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	5	C	黒山の麓	1,488	黒山	2,410	黒山の麓	1,488	12.4	19.7	1.82	1.82	47.3
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	1,353	黒山	1,664	黒山の麓	1,353	3.2	8.1	0.65	0.65	14
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	B	黒山の麓	1,424	黒山	2,384	黒山の麓	1,424	8.9	12.3	1.32	1.32	32.6
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	B	黒山の麓	1,500	黒山	2,388	黒山の麓	1,500	6.7	12.1	0.99	0.99	28.3
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	A	黒山の麓	710	黒山	1,388	黒山の麓	710	6.3	12.8	0.82	0.82	23.1
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	1	A	黒山の麓	598	黒山	880	黒山の麓	598	1.6	3.4	0.29	0.29	7.3
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	572	黒山	1,154	黒山の麓	572	4.8	7.5	0.64	0.64	17
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	B	黒山の麓	1,281	黒山	2,486	黒山の麓	1,281	6.3	8.2	1.25	1.25	27
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	514	黒山	1,007	黒山の麓	514	3.7	7.4	0.56	0.56	13.9
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	4	B	黒山の麓	1,338	黒山	2,483	黒山の麓	1,338	10.1	12.4	1.38	1.38	38.6
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	5	B	黒山の麓	818	黒山	2,443	黒山の麓	818	11.3	15	1.88	1.88	48.6
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	5	B	黒山の麓	1,100	黒山	2,483	黒山の麓	1,100	10.3	24.8	1.44	1.44	41.2
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	B	黒山の麓	1,842	黒山	2,330	黒山の麓	1,842	7	8.2	0.85	0.85	24.4
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	3	B	黒山の麓	1,842	黒山	2,300	黒山の麓	1,842	8.2	14	0.84	0.84	28.3
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	1,280	黒山	1,752	黒山の麓	1,280	4.1	10.2	0.81	0.81	19
	【黒】 黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	1	A	黒山の麓	1,338	黒山	1,888	黒山の麓	1,338	2.1	3.5	0.37	0.37	9.7
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	823	黒山	1,595	黒山の麓	823	3.6	5.6	0.83	0.83	17
	黒山	黒山の麓～黒山～黒山の麓～黒山（往復）	2	A	黒山の麓	722	黒山	1,386	黒山の麓	722	4.3	5.7	0.66	0.66	18.2

前山・足尾	【前山】 御山	日吉神社→三尊堂→二尊堂→一尊堂→日吉神社	1	C	日吉神社	181	一尊堂	228	日吉神社	161	2.9	4.4	0.3	0.3	9.7
	【前山】 石蔵山	加部山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→加部山神社	2	C	加部山神社	200	内山	200	加部山神社	200	4.3	8.7	0.7	0.7	16.9
	【前山】 中津山	中津山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→中津山神社	2	B	中津山神社	207	中津山神社	207	中津山神社	207	3.4	6.8	0.52	0.52	13.3
	【前山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	3	A	尾崎山神社	203	尾崎山神社	203	尾崎山神社	203	8.5	12.4	1.05	1.05	26.5
	【前山】 三石山	三石山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→三石山神社	2	A	三石山神社	695	三石山神社	695	三石山神社	695	4.1	8.6	0.72	0.72	13.5
	【前山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	7	D	尾崎山神社	829	尾崎山神社	829	尾崎山神社	829	14.1	28.5	2.61	2.61	60.6
	【前山】 中津山	中津山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→中津山神社	3	B	中津山神社	744	中津山神社	744	中津山神社	744	6.8	13.4	1.08	1.08	27.7
	【前山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	233	尾崎山神社	233	尾崎山神社	233	3.2	6.4	0.52	0.52	13.3
	【前山】 三石山	三石山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→三石山神社	2	B	三石山神社	226	三石山神社	226	三石山神社	226	5.1	6.6	0.78	0.78	19.4
	【前山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	1	A	尾崎山神社	287	尾崎山神社	287	尾崎山神社	287	2.3	3	0.34	0.34	8.6
	【前山】 二石山	二石山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→二石山神社	2	A	二石山神社	210	二石山神社	210	二石山神社	210	2.7	3.4	0.43	0.43	10.4
	【前山】 大戸山	大戸山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大戸山神社	2	A	大戸山神社	320	大戸山神社	320	大戸山神社	320	4.1	10.6	0.69	0.69	18.1
	【前山】 夕日山	夕日山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→夕日山神社	3	A	夕日山神社	680	夕日山神社	680	夕日山神社	680	5.7	12.8	1.17	1.17	29.8
	【前山】 夕日山	夕日山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→夕日山神社	3	A	夕日山神社	1,197	夕日山神社	1,197	夕日山神社	1,197	5.3	8.7	0.84	0.84	21
	【前山】 御山	御山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→御山神社	1	A	御山神社	1,288	御山神社	1,288	御山神社	1,288	1.8	3.8	0.2	0.2	6.1
中央・北山	【中央】 御山	大川戸神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→御山神社	2	B	大川戸神社	185	御山神社	533	大川戸神社	185	3.8	6.8	0.7	0.7	16.3
	【中央】 御山	御山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→御山神社	1	A	御山神社	228	御山神社	492	御山神社	228	1.8	2.2	0.27	0.27	6.7
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	132	尾崎山神社	431	尾崎山神社	132	3.8	8.2	0.52	0.52	14.8
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	1	A	尾崎山神社	246	尾崎山神社	431	尾崎山神社	246	1.8	3.1	0.3	0.31	7.3
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	B	尾崎山神社	218	尾崎山神社	583	尾崎山神社	218	3	6.5	0.42	0.42	11.8
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	C	尾崎山神社	218	尾崎山神社	583	尾崎山神社	218	3.8	5.2	0.48	0.48	12.7
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	3	B	尾崎山神社	218	尾崎山神社	583	尾崎山神社	218	5.5	9.6	0.81	0.81	21.4
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	184	尾崎山神社	583	尾崎山神社	184	2.8	6.1	0.4	0.4	11.1
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	1	A	尾崎山神社	202	尾崎山神社	583	尾崎山神社	202	2	4.1	0.35	0.35	8.8
	【中央】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	B	尾崎山神社	179	尾崎山神社	502	尾崎山神社	179	4.1	8.4	0.52	0.52	15.4
奥山	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	1	A	尾崎山神社	283	尾崎山神社	621	尾崎山神社	283	2.1	2.8	0.37	0.37	8.5
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	3	A	尾崎山神社	285	尾崎山神社	663	尾崎山神社	285	5.3	8.9	0.84	0.84	21.1
	【奥山】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	B	尾崎山神社	228	尾崎山神社	704	尾崎山神社	228	4.3	6.6	0.72	0.72	17.3
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	3	B	尾崎山神社	200	尾崎山神社	533	尾崎山神社	200	5.7	10.3	0.97	0.97	23.8
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	1	A	尾崎山神社	283	尾崎山神社	621	尾崎山神社	41	2.8	6.1	0.47	0.47	11.9
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	523	尾崎山神社	1,189	尾崎山神社	523	3.9	6.4	0.74	0.74	18.7
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	48	尾崎山神社	224	尾崎山神社	48	4.7	9.2	0.77	0.77	19.3
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	A	尾崎山神社	131	尾崎山神社	506	尾崎山神社	131	2.8	4.4	0.48	0.48	11.4
	【奥山】 尾崎山	尾崎山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→尾崎山神社	2	B	尾崎山神社	200	尾崎山神社	663	尾崎山神社	200	4.2	8.7	0.78	0.78	18.4
山麓	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8
	【山麓】 大島山	大島山神社→一尊堂→二尊堂→三尊堂→大島山神社	2	B	大島山神社	122	大島山神社	371	大島山神社	118	3.4	5.2	0.37	0.37	11.8

学安第 774 号

平成 30 (2018) 年 12 月 17 日

各県立学校長 様

教育長

冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて (通知)

「登山計画作成のためのガイドライン (平成 30 (2018) 年 12 月 17 日策定)」において別途指定することとしている、冬季において登山の実施を認める山及び山行ルートについては、別表のとおりとしますので、登山計画の作成に当たって参考とするよう願います。

なお、別表に掲げる山行ルート以外でも、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合もありますので、該当ある場合は予め学校安全課に協議願います。

学校安全課

学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

冬季における登山の実施を認める山行ルートについて

【県内】

エリア	山 名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高館山…黒部山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…姫織神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三龜山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八滝神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ボッチ…御亭山頂上…岡沢ボッチ…田町公園駐車場

【県外】

エリア	山 名	山行ルート（主要地点）
茨城県	1 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	2 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つづじヶ丘駅…ケーブルカー一登山口

冬季における登山の実施を認める山行ルートを選定について

1 冬季に登山を認めるルート

冬季に登山を認めるルートは、積雪期の状態にない下記のルートとする。

〔県内〕

	エリア	山名	山行ルート
1	県央地域 〔宇都宮〕	古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳… 南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
2		篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高館山…黒部山… 兜山…中徳次郎登山口
3	県南地域 〔足利 栃木 佐野〕	仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
4		両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
5		両崖山・ 天狗山・ 大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…織姫神社
6		唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
7		妙義山・ 大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
8		三疊山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
9	県西地域 〔鹿沼〕	太平山・ 晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山… 清水寺…大中寺…あじさい坂下
10		高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八滝神社）…御 陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
11		雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
12	〔益子 大田原〕	御亭山	田町公園駐車場…岡沢ボッチ…御亭山頂上…岡沢ボッチ…田町公園駐車場

〔県外〕

	エリア	山名	山行ルート
13	茨城県	難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
14		筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つつじヶ丘駅… ケーブルカー登山口

なお、冬季に登山を認めるルートの選定の基準は以下のとおり。

最寄りの観測地点気温【参考2参照】 + 目的の山の標高差 × 気温減率（ $-0.6^{\circ}\text{C} \times 100\text{m}$ ）

①最高気温（平年値※）の最小値が0℃を下回ることがない

②平均気温（平年値）の最小値が-3℃を下回ることがない【参考1参照】

※平年値 過去30年間の平均値

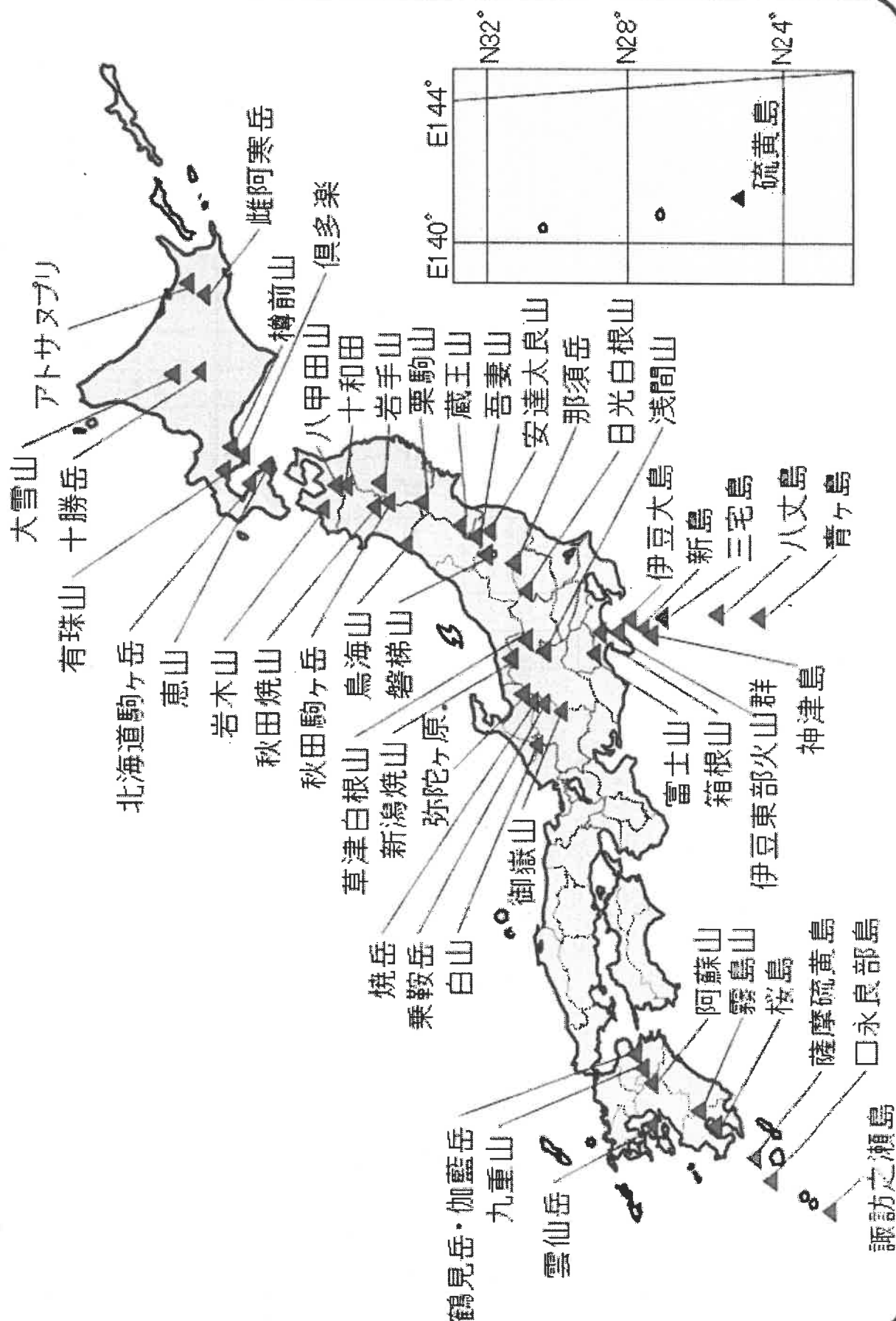
【参考１】ディグリー・デー法（積算温度法）

- ・融雪予測（融雪量の計算）において、日平均気温を融雪指標として計算に使用する方法。
- ・融雪が観測される日の平均気温として「－３℃以上」を用い、融雪量の計算に反映。

【参考２】観測地点気温

	都道府県	最寄り 観測所	観測所 標高 (m)	最高気温（平年値）		平均気温（平年値）	
				最大値	最小値	最大値	最小値
1	栃木県	那須高原	749	9.6	1.6	4.5	-2.1
2		五十里	620	10.9	2.5	5.1	-2.0
3		黒磯	343	12.9	5.4	7.2	0.7
4		土呂部	925	9.2	1.2	2.8	-4.2
5		大田原	188	14.5	7.1	8.2	1.6
6		奥日光	1292	6.7	-0.7	2.0	-4.4
7		塩谷	225	14.3	6.9	7.8	0.9
8		那須烏山	82	15.5	8.2	8.3	0.7
9		鹿沼	165	14.9	7.7	8.4	1.4
10		宇都宮	119	15.7	8.3	9.7	2.7
11		真岡	91	15.5	8.2	8.9	1.5
12		佐野	68	16.1	9.0	9.9	3.0
13		小山	44	16.3	8.9	10.0	2.8
14	茨城県	笠間	72	15.7	8.9	9.1	2.3
15		下妻	20	15.8	8.6	9.9	2.9

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」 として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山



【出典：気象庁】

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日

各県立学校長 様

教育長

県立学校の登山活動における部活動指導員の取扱いについて(通知)

このことについて、第 4 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会での協議を踏まえ、県立学校の登山活動における部活動指導員の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

記

- 1 業務内容 別紙「令和 5 (2023) 年度県立学校部活動指導員配置事業実施要項」のとおり
- 2 適用日 令和 5 (2023) 年 4 月 1 日
- 3 留意事項 別紙「部活動指導員(登山部)の配置における留意事項」のとおり

健康体育課 体力向上・部活動改革担当

TEL 028-623-3415 FAX 028-623-3574

学校安全課 学校安全担当

TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956

部活動指導員(登山部)の配置における留意事項

1 部活動指導員の任用条件

部活動指導員は登山アドバイザー派遣に係る資格を有する者とする。

1日勤務時間の上限は7時間45分とする。

部活動指導員としての宿泊は不可とする。

2 活動時間

平日の活動時間は2時間程度、休日は3時間程度とする。1週間の勤務時間の上限は30時間以内とする。

ただし、休日に登山活動に帯同する場合は3時間を超えてもよいが、1週間の勤務時間の上限は超えないこと。

3 登山活動に帯同する場合

顧問1名、部活動指導員1名の計2名での帯同を可能とする。

部活動指導員が帯同できない場合、または登山活動自体が7時間45分を超える場合の引率は顧問2名、登山アドバイザー1名の計3名とする。

4 登山アドバイザーとの兼務

部活動指導員配置校、他校ともに兼務は不可とする。

5 その他

その他服務に関する事項は県会計年度任用職員に準じる。

令和 5 (2023) 年度県立学校部活動指導員配置事業実施要項

1 趣旨

栃木県立学校における部活動に対して、専門的な知識・技能を有する部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図る。

2 定義

指導員の定義は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部科学省令第 11 号)第 78 条の 2 及び第 104 条に定める部活動指導員とする。

3 事業内容

(1) 職務

指導員は、勤務することを命じられた学校（以下、「配置校」という）の校長（以下、単に「校長」という）及び栃木県教育委員会（以下、「教育委員会」という）の指揮監督の下に、部活動における次の業務を行う。業務を行うに当たっては、担当の教諭等との連携を図るものとする。

ア 実技指導

イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

ウ 学校外での活動（大会・コンクール・練習試合等）の引率

エ 用具・施設の点検・管理

オ 部活動の管理運営（会計管理等）

カ 保護者等との連絡

キ 年間・月間指導計画の作成

指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

ク 生徒指導に係る対応

指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

ケ 事故が発生した場合の現場対応

指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、教諭等への報告を必須とすること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

コ その他（校長及び教育委員会が必要と認めるもの）

(2) 任用

ア 指導員は、以下に該当する者の中から、指導員の配置を希望する校長の内申に基づき、教育委員会が選考し、1 年以内を任期として任用する。

- (ア) 公立学校の非常勤講師を除く公務員以外の者
- (イ) 満 20 歳以上で、中学校もしくは高等学校の部活動又は地域のスポーツや文化活動等において指導した経験を有する者、又は、当該部活動に関する専門的な知識及び技能を有し、指導員として指導が可能と認められる者
- (ウ) 部活動が学校教育の一環として実施されていること、学校と地域との関係及びその他学校を取り巻く環境等、学校教育に関する十分な理解を有する者
- (エ) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、平成 29 年改正）第 16 条に該当しない者

イ 指導員の任免は、辞令により行う。

(3) 勤務日及び勤務時間等

ア 指導員の勤務時間は、年間計 515 時間（通常の部活動指導をはじめ、大会等の引率及び研修への参加等の時間を含める）を上限とする。

イ 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、配置校の校長が定める。

ウ 指導員が、県教育委員会が任用する非常勤講師である場合については、授業時間と部活動指導時間とを合わせて週 30 時間以内とする。

エ 指導員の報酬額は 1 時間当たり 1,600 円とする。

3 事業の手続き

(1) 応募書類等の提出

指導員の配置を希望する県立学校の校長は、「県立学校部活動指導員配置に関する意向調査について」（別紙 1－1）及び「県立学校部活動指導員配置計画書」（別紙 1－2）を、健康体育課へ提出する。

(2) 配置校の決定

ア 以下の基準により配置校を定める。

(ア) 配置を希望する当該部活動の顧問教員が当該部活動の経験がない場合、若しくは、配置を希望する当該部活動の顧問教員が当該部活動の経験を有していても、校務分掌等の理由により継続した部活動指導が難しい場合などにおいて、顧問教員の負担を軽減する必要があること。

(イ) 配置を希望する学校が「栃木県の運動部活動に関する方針」及び「栃木県の文化部活動に関する方針」に則り、適正な「学校の部活動に係る方針」を策定しホームページ等で公表するとともに、方針に則る活動をしていること。

イ 配置校の決定に当たっては、部活動の種類や規模等を考慮する。

(3) 採用の内申について

校長が採用内申するときは、次の書類を添え、当該任用予定日前7日までに運動部については健康体育課長、文化部については高校教育課長を通じ教育長宛てに行うものとする。

ア 内申書（様式第2号）

イ 履歴書

ウ 健康診断書

(4) 事業報告等

ア 指導員は、部活動計画・活動実績（月間）（様式第7号）を計画は前月25日まで、実績は翌月5日までに配置校の校長へ提出する。

イ 配置校の校長は、当該年度の3月15日までに部活動指導員年間実施報告書（様式第8号）を運動部については健康体育課長、文化部については高校教育課長へ提出する。

ウ 県教育委員会は、実施状況を把握するため、別途調査等を依頼することがある。

4 研修

(1) 指導員は、県教育委員会が定める研修を受講しなくてはならない。

(2) 指導員は、配置先の学校が実施する研修を受講しなくてはならない。

5 その他

この実施要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は義務教育課長、特別支援教育課長と協議し、健康体育課長、高校教育課長が別に定める。

夏山における残雪及び雪渓を含むルートについて

1 山行可能ルート

山行可能ルートは、例年残雪及び雪渓が存在することが予想される山域の下記のルート（別添ルート図のとおり）とする。

	山域（山名）	残雪及び雪渓箇所	所在県名
北アルプス	白馬岳	白馬大雪渓	長野県
	立山連峰	室堂 ～ 一ノ越	富山県
	穂高連峰	涸沢 ～ ザイテングラード	長野県

なお、上記ルートの選定にあたっては、下記①～④全てを満たしていることを条件としている。

- ① 通過にあたり特別な装備を必要としない
- ② 傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない（中程度の傾斜（35°以下）が上限）
- ③ 過去に本県高校生が実施した山域（ルート）である
- ④ 本県又は他県のグレーディング表のA～Cに該当するルートである

2 山行時の実施条件

- ・7月から9月中旬までの期間に限り、残雪及び雪渓を含むルートの通過を認める。
- ・残雪及び雪渓の表面が凍っていることも予想されるため、早朝の時間帯を避けて通過すること。
- ・当該残雪及び雪渓の状態が想定と異なっている場合には、部活動指導員又は登山アドバイザー、現地ガイド等の専門家の指示に従って通過の可否を決めること。

3 山行までの安全対策

- ・山行前までに、部活動指導員又は登山アドバイザーから残雪及び雪渓通過時の注意点や技術指導の講習を受けること。
- ・山行直前まで現地ガイドや現地の管理事務所等と連絡を密にとり、残雪及び雪渓の状態について情報収集を行うこと。



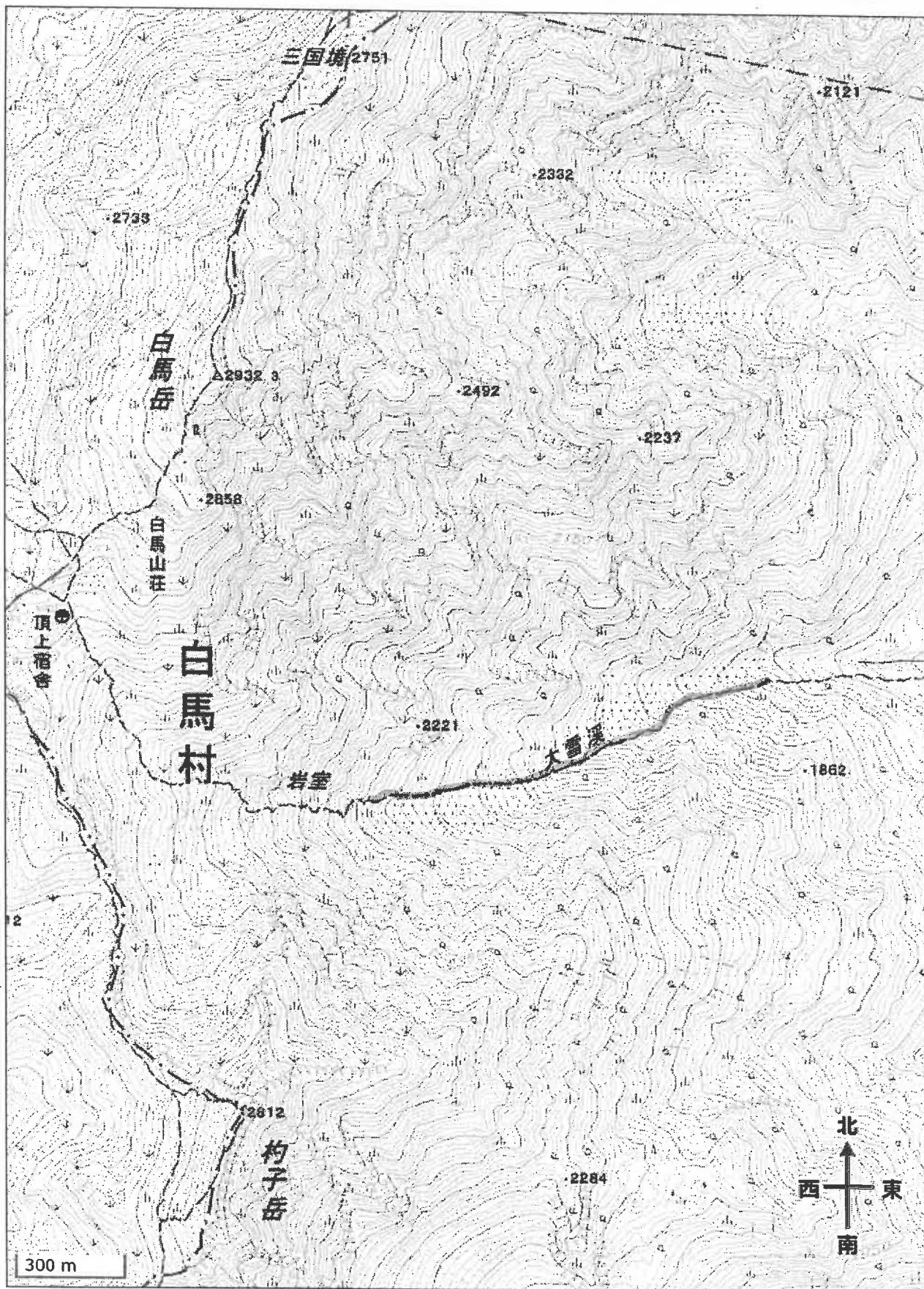
白馬岳（白馬大雪渓）



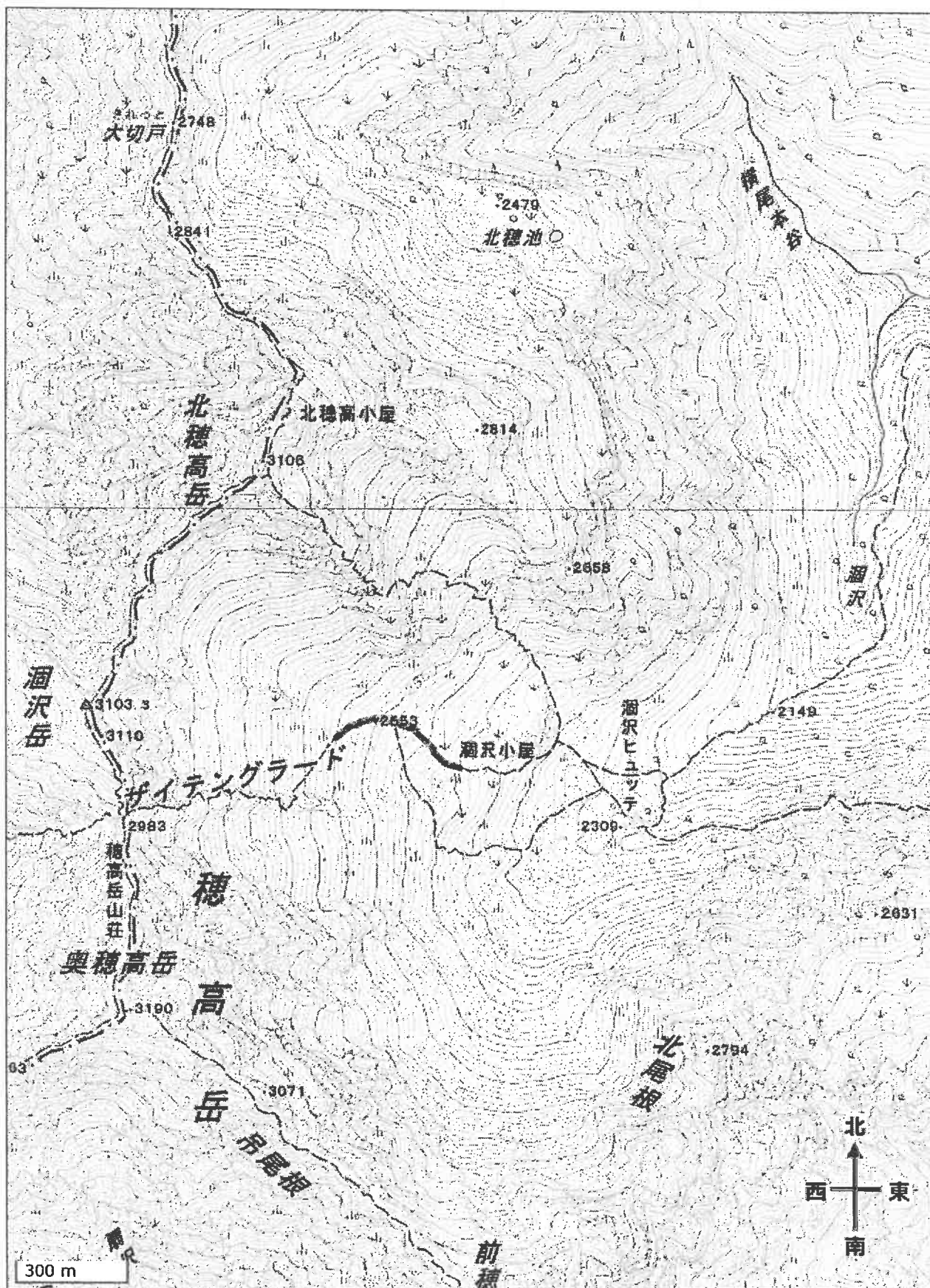
立山連峰（室堂）



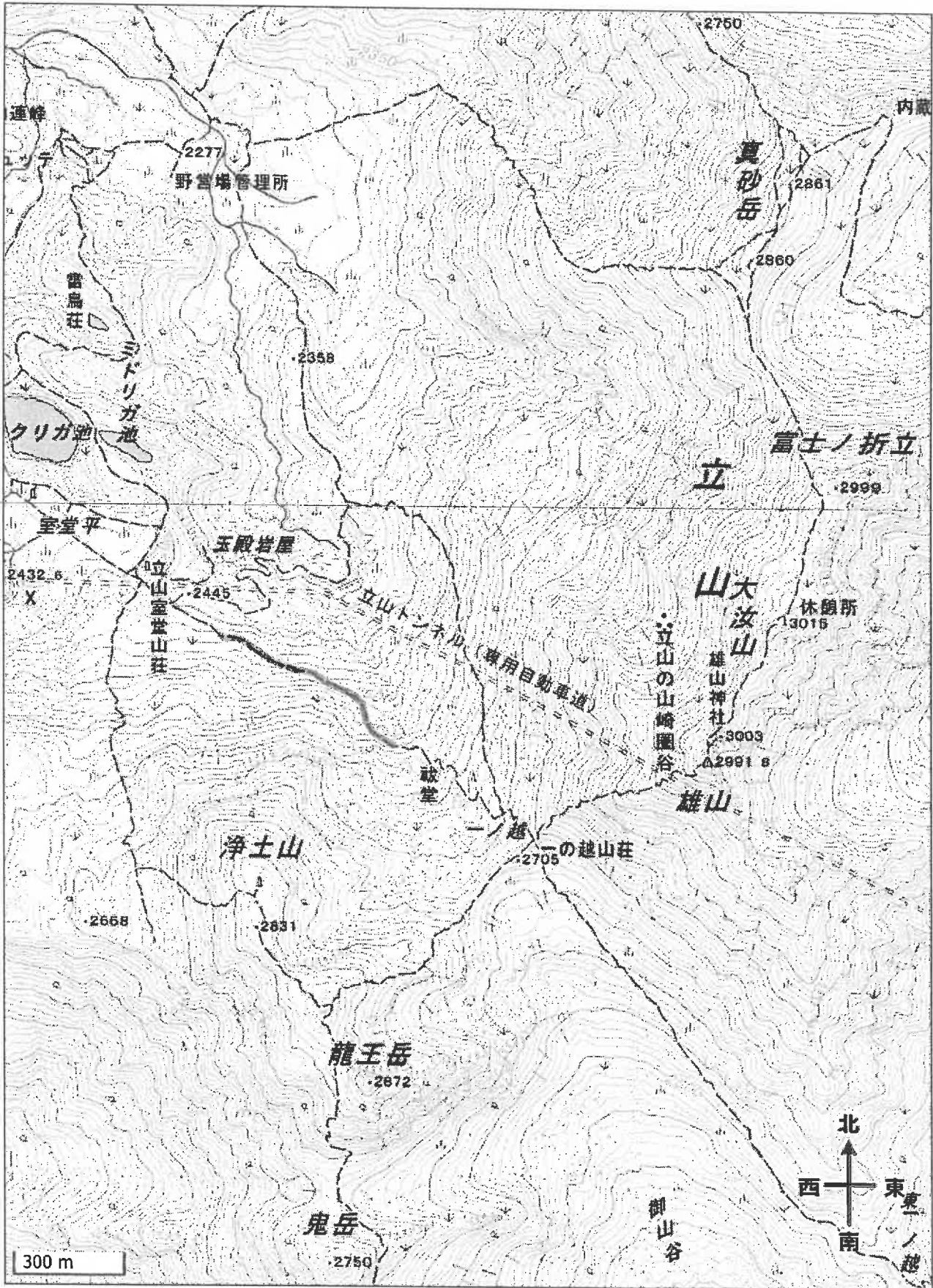
穂高連峰（涸沢遠景）



国土地理院電子地形図を加工して作成



国土地理院電子地形図を加工して作成



国土地理院電子地形図を加工して作成

